

第 3 期岩手県文化芸術振興指針

岩 手 県

はじめに



文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性を育みます。

とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となるものです。

県では、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成 20 年に岩手県文化芸術振興指針を策定し、その後、東日本大震災津波の発災を受け、平成 27 年に被災地の文化芸術活動の復旧支援などを盛り込んだ第 2 期の指針を策定しました。

この第 2 期指針策定からこれまでの間、岩手県においては、橋野鉄鉱山を含む明治日本の産業革命遺産が世界文化遺産に登録されたほか、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会やラグビーワールドカップ 2019™ 岩手・釜石開催が行われ、これに併せて民俗芸能の公演やアール・ブリュットの展覧会などの文化プログラムも実施されるなど、岩手の文化芸術が人々の注目を集めました。

一方、国においては、平成 29 年に観光やまちづくり、国際交流等の関連分野と連携した政策展開を新たに盛り込んだ文化芸術基本法や、平成 30 年に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立するなど、今後、文化芸術に関する多様な施策の推進が求められています。

こうした社会経済情勢の変化や国の法律制定の流れなどを踏まえ、岩手県文化芸術振興審議会や市町村、関係団体、県民の皆様から御意見をいただきながら、この度、第 3 期岩手県文化芸術振興指針を策定しました。

この指針では、基本目標を「豊かな歴史や文化を受け継いで 県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる 魅力あふれる岩手」とし、世界遺産や民俗芸能など岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と国内外との交流の推進、アーツカウンシルなどの文化芸術の総合的な支援体制の構築、障がい者による創造性あふれる文化芸術活動の支援などに取り組むこととしました。

東日本大震災津波からの復興に文化芸術が大きな力となってきた経験を踏まえ、改めて岩手の文化芸術の普遍的価値を認識、継承し、時代時代の新たな動きを取り入れながら、更に発展させていくことが重要です。

県民の皆様や多様な主体との連携と協働の下、文化芸術の振興に資する施策を推進してまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

岩手県知事

達増拓也

目 次

I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等.....	1
1 指針策定の趣旨	1
2 対象とする文化芸術の範囲.....	2
3 指針の位置付け	3
4 指針の適用期間	3
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識.....	4
1 社会経済情勢等の変化	4
2 県や国の動き	5
3 施策の取組状況	6
4 文化芸術に関する意識	8
III 基本的方向性	14
1 基本目標	14
2 基本理念	14
3 各分野等における目指す姿.....	15
4 施策の基本方向	17
5 施策体系	20
IV 施策の具体的推進	22
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進.....	22
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備.....	25
3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信.....	27
4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築.....	28
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進.....	29
6 重点的取組事項	31
V 指針の推進	38
1 多様な主体が参画した文化芸術の推進.....	38
2 施策の評価	40
 [指標と目標値一覧]	 41
 資料1 岩手県文化芸術振興基本条例.....	 43
資料2 文化芸術基本法	49
資料3 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律.....	54
資料4 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律.....	57
資料5 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要.....	60
資料6 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿.....	75
資料7 岩手県文化芸術振興審議会における審議経過.....	76
資料8 指針策定に当たっての意見募集結果.....	77

1 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

1 指針策定の趣旨

ここ岩手の地では、雄大な山々や母なる大河北上川、豊かな穀倉地帯、三陸の海など、岩手の変化に富んだ大地と風土が多様な生活文化を育み、交流により磨かれた共生の文化を築いてきました。

このように岩手に根付いた文化の基礎は、縄文時代まで遡ることができ、この地には、自然の移り変わりに寄り添いながら、人々が長期にわたって定住生活を続けてきた御所野遺跡など、縄文文化の宝庫と呼べるほど膨大な遺跡が分布しています。

また、自然豊かな岩手は、かつて金や鉄に代表される資源と馬や漆などの特産品に恵まれていました。この恵みに支えられ、前九年・後三年合戦の後に平泉を中心として、浄土思想の考え方に基づいた寺院・庭園が造られるなど独自の黄金文化が花開きました。

近世になり、良質の砂鉄と燃料となる木材が豊富な北上山地では「たたら製鉄」が盛んとなり、その後、釜石などでは鉄鉱石を原料とした洋式高炉による製鉄も行われ、全国へと広がりました。

近代に入って、本格的政党内閣を築いた原敬、「武士道」など優れた著書を残した新渡戸稲造、水沢緯度観測所¹を建設した田中館愛橘、また文学、芸術の世界で多くの優れた作品を残した石川啄木²、宮沢賢治、萬籟五郎など、今もって国内に加えて海外にも名を馳せる多彩な先人が輩出されました。

一方で、岩手には、日本最大の一木造りで北方を守護する兜跋毘沙門天立像に代表される優れた仏像の数々があり、また、神仏に無病息災、五穀豊穰、魔霊退散などを祈る儀式の中でそれぞれの地域で鹿踊、剣舞、神楽などが奉納され、小正月の田植踊りやえんぶりなどの予祝芸能や、盆の念仏踊りなどの先祖供養のように、人々の生活に密着した祭りや民俗芸能が数多く生まれました。

岩手の文化芸術は、こうした豊かな歴史の積み重ねと時代時代の新たな動きを取り込みながら今に至っています。

物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることのできない心の豊かさや、人々や地域の絆の大切さが強く求められている今日においてこそ、岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させることは極めて重要な意義を持っています。

県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成20年3月に岩手県文化芸術振興基本条例(平成20年岩手県条例第5号)を制定しました。

¹ 水沢緯度観測所：現在の国立天文台水沢 VLBI 観測所の前身。

² 石川啄木：啄の字は口偏に豕。

この条例制定を受けて、同年12月、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めるため、岩手県文化芸術振興指針を新たに策定しました。

平成27年3月には、第2期の指針を策定し、文化芸術団体はもとより、県民、民間団体・企業、市町村等の皆さんとともに、様々な文化芸術施策に取り組んできたところです。

第2期の指針の期間には、明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）の世界遺産登録、東日本大震災津波からの復興支援を契機とした国内外との交流の進展、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019™等の開催を契機とした文化芸術プログラムの充実など、文化芸術の振興に関する様々な出来事がありました。

また、国においては、文化芸術基本法や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立しました。

本県においても、文化スポーツ部が新設され、また、新しい県の総合計画として「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目指すいわて県民計画（2019～2028）が策定されるなど、文化行政をめぐる動向にも大きな変化がありました。

このため、第2期の指針の期間の終了に伴い、これまでの施策の取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、文化芸術の面からも、幸福を守り育て、次世代へと引き継いでいく不断の取組を進めるため、今後5年間の文化芸術振興に関する総合的な目標及び施策の方向等を示す第3期岩手県文化芸術振興指針（以下「指針」という。）を策定するものです。

2 対象とする文化芸術の範囲

文化という言葉自体は、衣食住の日常生活上の慣習や習俗、さらには芸能、道徳、宗教、政治、経済といったものも含む意味でも用いられることがあり、非常に幅の広い言葉ですが、この指針の対象とする文化芸術の範囲は、次のとおりです。

【芸術・芸能】

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

【伝統文化】

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

【生活文化】

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

3 指針の位置付け

(1) 基本的な考え方

この指針は、岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための「文化芸術振興指針」として策定するものです。

(2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としての位置付け

本指針は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 に規定する地方文化芸術推進基本計画としての位置付けも有するものです。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付け

本指針は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）第 8 条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付けも有するものです。

(4) いわて県民計画（2019～2028）との関係

本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」及び第 1 期アクションプラン「政策推進プラン」、「復興推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくものです。

また、本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の政策の体系における「健康・余暇」分野をはじめ、各政策分野の文化芸術振興に関する施策を、条例（第 3 条）に基づき、横断的に進めるものです。

4 指針の適用期間

この指針の適用期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

1 社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少と少子高齢化の急速な進行

本県の総人口は、平成9年から減少局面に入り、また、平成12年からは、自然減と社会減があいまって人口が減少しており、令和元年10月1日時点の総人口は約123万人となっています。

人口の減少は、各地域において需要の減少をもたらし、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。

また、少子高齢化の影響や過疎化の進行により、県内の多くの民俗芸能や伝統行事などの担い手が減少し、こうした地域文化が衰退するなど、地域文化の継承に及ぼす影響や文化芸術活動の縮小が懸念されています。

こうした中、県では、平成27年10月に「岩手県人口ビジョン」を策定して、今後の人口の展望等を示しており、同ビジョンでは、自然減は若年女性の減少と出生率の低迷が原因であり、社会減は、進学期、就職期の若者の転出による影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多い傾向があると分析するとともに、人口減少に歯止めをかけ、2040年に100万人程度の人口を確保することを目指しています。

(2) 東日本大震災津波からの復興の進展

東日本大震災津波からの復興に当たって、文化芸術の果たす役割の大きさが改めて認識されました。

沿岸地域では、平成29年12月には釜石市民ホール「TETTO」、平成30年6月には大槌町文化交流センター「おしゃっち」が開館したほか、令和2年度には、陸前高田市市民文化会館が開館し、文化ホール等の復旧・整備が完了する予定です。

また、復興支援を契機として、県内各地で、国内外の著名な芸術家等との文化交流の機会が生まれているほか、新たな芸術祭やイベントなどが開催されています。

被災した民俗芸能団体に対しては、破損、逸失した備品などの整備や、活動場所の復旧への支援などにより、活動環境の復旧・整備が進んでいます。

(3) 文化芸術への関心の高まり

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019™などの大規模な大会を契機として民俗芸能公演や障がい者による芸術作品の展示など、様々な文化プログラムが実施されたほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本文化への注目が集まっています。

また、本県ゆかりの作家や芸術家が目覚ましく活躍しており、芥川龍之介賞の連続受賞や国内外のピアノコンクールでの活躍などにより、文化芸術への関心が高まっています。

(4) 世界遺産登録等の取組の進展

平成 23 年に登録された「平泉の文化遺産」に加え、平成 27 年には、橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録されました。

更には、「平泉の文化遺産」の拡張登録と、御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の本県 3 つ目となる世界遺産登録を目指す取組が進められています。

また、ユネスコ無形文化遺産では、平成 21 年に登録された「早池峰神楽」に加え、平成 30 年には吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」が登録されました。それに続き、念仏剣舞、鬼剣舞などを含む「風流」の登録に向けた取組が進められています。

2 県や国の動き

(1) 文化スポーツ部の新設

本県では、各部局が担当していた文化やスポーツの分野を一元化し、総合的に施策を推進するとともに、重要な観点である地域活性化にもつなげることを目的に、平成 29 年度から、専担組織である文化スポーツ部を設置しました。

(2) いわて県民計画（2019～2028）の策定

平成 31 年 3 月に、県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す最上位の計画であり、行政だけでなく、県民、企業、NPO などのあらゆる主体が、岩手県の将来像などを共有し、それぞれの主体が自ら取組を進めていくビジョンとなるものとして、いわて県民計画（2019～2028）が策定されました。

(3) 文化芸術基本法の成立

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法が公布、施行され、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策との連携が加えられたほか、地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされ、平成 30 年 3 月には、国において「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

(4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

平成 30 年 6 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布、施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたほか、地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされ、平成 31 年 3 月には、国において「障害者文化芸術活動推進基本計画」が策定されました。

3 施策の取組状況

平成 27 年 3 月に策定された第 2 期岩手県文化芸術振興指針に掲げる 4 つの「主な施策方向」ごとに、これまでの主な取組状況を取りまとめました。

(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

取組状況			
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度の「岩手県世界文化遺産関連ポータルサイト」の整備や、平成 30 年度の県ホームページ「いわての文化情報大事典」のリニューアルにより、効果的な情報発信に努めました。 平成 27 年に橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録され、平成 30 年には、吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、岩手の文化芸術の価値が広く知られるようになってきています。 			
県ホームページ「いわての文化情報大事典」訪問者数（人）			
H27	H28	H29	H30
360,839	360,611	398,181	471,363

(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備

取組状況			
<ul style="list-style-type: none"> 芸術の鑑賞や活動についての地域の相談や情報発信の窓口として、各広域振興圏に文化芸術コーディネーターを配置し、文化芸術活動を支援しています。 「岩手芸術祭」の総合フェスティバルの一部を盛岡市以外の地域で開催する「地域連携イベント」や芸術祭と併せて「芸術体験イベント」を実施するなど、地域における文化芸術活動の支援を進めており、「岩手芸術祭」の来場者数は増加傾向にあります。 「岩手県障がい者文化芸術祭」は平成 29 年度から開催期間を延長したことから来場者数が増加しています。 			
文化芸術コーディネーターの活動件数（件）			
H27	H28	H29	H30
280	435	402	433
岩手芸術祭の参加者数（人）		岩手県障がい者文化芸術祭の参加者数（人）	
H27	H28	H29	H30
22,981	22,775	25,191	26,506
H27	H28	H29	H30
3,680	3,600	11,842	11,719
※地域連携イベントを含み、芸術体験イベントを含まない。			

(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援

取組状況				
<ul style="list-style-type: none"> 文化庁及び青少年文化センターなどによる保育園、幼稚園、小中学校などへの芸術家の派遣や青少年劇場の実施などにより文化芸術の鑑賞機会を確保しています。 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」への団体の派遣などにより、民俗芸能団体の発表の場を確保しているほか、「岩手県民俗芸能フェスティバル」では、高校生枠を増設するなど、若者の活躍の場を増やしています。 東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の施設や備品の整備への支援が進み、活動環境が進展してきています。 国内外の芸術家による訪問コンサートなどが開催されるなど、引き続き、復興を支援する文化芸術活動が行われています。 				
文化庁及び青少年文化センターなどの芸術事業実施学校等数（校、件）				
	H27	H28	H29	H30
芸術家の派遣事業	2	15	8	30
青少年劇場本公演	135	134	114	117
文化振興基金被災地備品整備事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
87	91	92	92	
郷土芸能復興支援事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
20	22	22	24	

(4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

取組状況				
<ul style="list-style-type: none"> 観光・教育などの文化芸術団体以外の団体も参加した「文化芸術活動支援ネットワーク会議」を県内6ヶ所で開催しており、情報共有が進められています。 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、ジャポニスム 2018をはじめ、様々なイベントなどで文化芸術団体が活動しているほか、文化芸術施設相互の連携による事業が実施されています。 				
文化芸術活動支援ネットワーク会議参加者数等（（人・団体）延べ）				
	H27	H28	H29	H30
参加者数（延べ）	131	144	169	193
参加団体数（延べ）	84	95	139	118

4 文化芸術に関する意識

(1) 文化芸術に関する意識調査

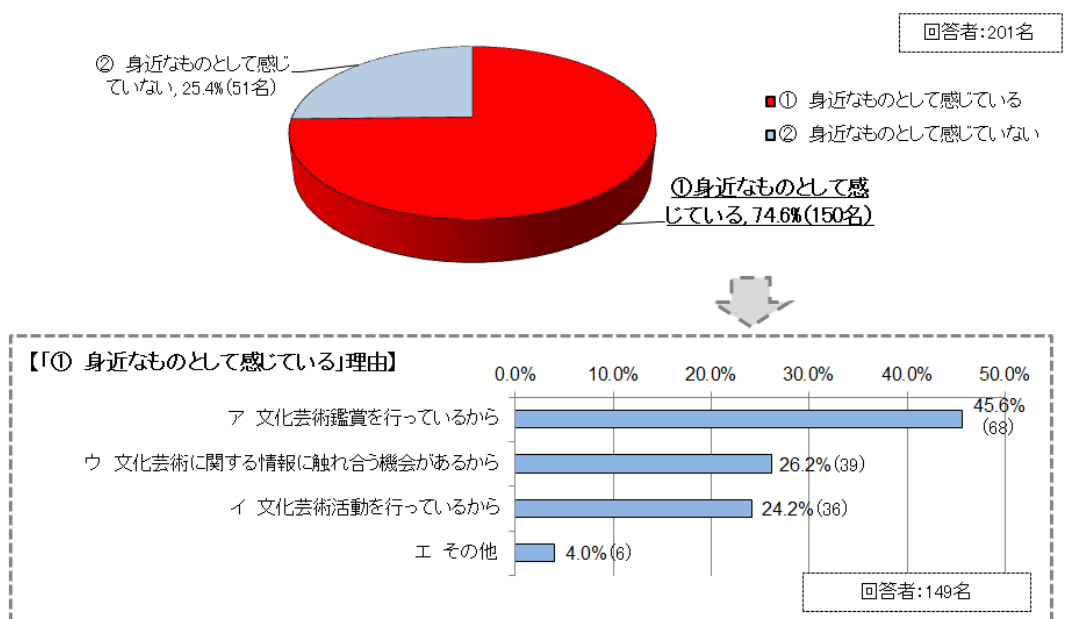
県が各種アンケートへの御協力をお願いしている県内在住の「希望郷いわてモニター」³の方々を対象に実施した「文化芸術に関する意識調査」の概要です。

意識調査の概要

調査期間	令和元年7月10日(水)～7月24日(水)
調査方法	調査紙郵送及びインターネット
調査対象	令和元年度希望郷いわてモニター 258名
回答者数	201名(77.9%)

① 文化や芸術への親近感

設問 文化や芸術を身近なものとして感じていますか。



文化や芸術への親近感に関する設問では、74.6%の回答者が「文化芸術を身近なもの」と感じており、その理由としては「文化芸術の鑑賞を行っているから」が最も多くなっています。

³ 希望郷いわてモニター：岩手県民約300人をモニターとして委嘱し、県政に関するアンケートにお答えいただいているもの。県公式ホームページから報告書等が閲覧できる。(岩手県公式ホームページサイト内検索機能で「希望郷いわてモニター」を検索)

② 文化芸術活動等における課題

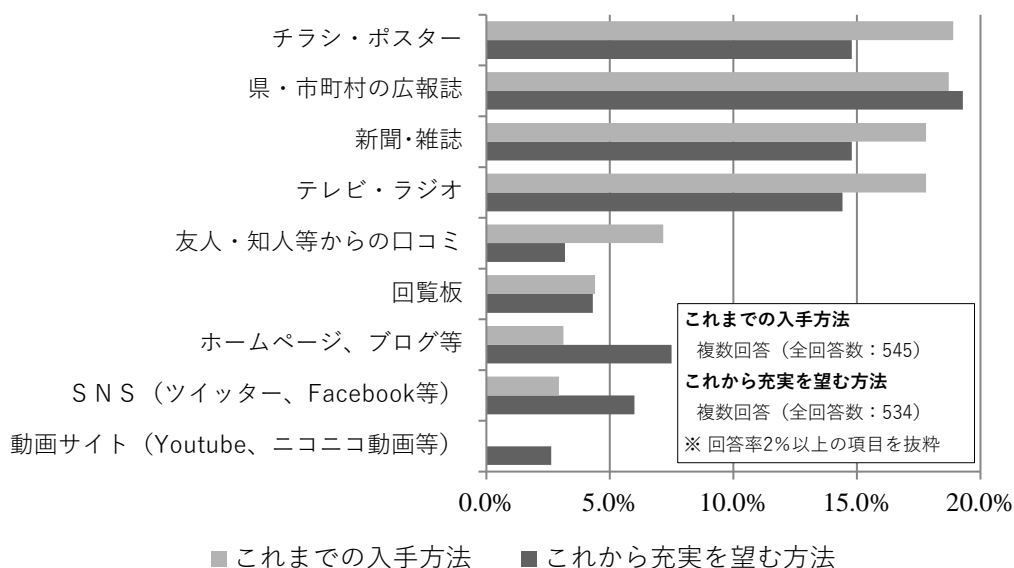
設問	文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない	16.8%（59）
催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい	13.9%（49）
地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい	13.1%（46）
鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない	13.1%（46）

文化芸術鑑賞や文化芸術活動における課題や支障についての設問では、「次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない」、「催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい」、「地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい」、「鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない」といった回答が多くなっています。

③ 情報の入手方法

設問	文化芸術活動への参加に関する情報をどのようなものから入手していますか。
----	-------------------------------------



文化芸術活動への参加に関する情報の入手方法についての設問では、「チラシ・ポスター」、「県・市町村の広報誌」、「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオ」の回答割合が高くなっています。また、これから充実を望む方法として、「ホームページ、ブログ等」や「SNS」などのインターネット関連項目の回答割合が特に高くなっており、期待が高いことが分かります。

④ 行政サポート

設問	文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
若手芸術家・後継者の発掘・育成	22.0%（122）
学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充	16.0%（89）
地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成	13.3%（74）
文化芸術についての情報収集・提供	11.9%（66）

県民への行政サポートに関する設問では、「若手芸術家・後継者の発掘・育成」、「学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充」の回答割合が高くなっており、活動者、後継者（ひと）の育成と学校教育における文化芸術学習等の機会充実が望まれていることが分かります。

⑤ 望ましい将来像・理想像

設問	岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなものだと考えますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿	19.7%（112）
岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿	16.2%（92）
地域独自の文化芸術が活発に行われている姿	11.6%（66）
青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿	10.7%（61）

岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像についての設問では、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」の回答割合が高くなっています。

(2) 関係団体等との意見交換

市町村や芸術文化協会（芸文協）、岩手県文化芸術コーディネーター、岩手県芸術文化協会加盟専門団体（専門団体）などの関係団体、民俗芸能や障がい者芸術の関係者等との意見交換を通して、各主体の活動の現状や課題等について把握を行いました。

項目	意見	団体
民俗芸能	出演依頼は多いが、対応できる民俗芸能団体が少なくなっている。	市町村
	コミュニティにとって、民俗芸能の必要性が希薄になっている。	芸文協
	各地域が学校と結びついて取り組んでいるのが岩手の民俗芸能の特徴となっている。	民俗芸能関係者
	民俗芸能の公演機会を増やしていく必要がある。	市町村
	後継者不足による継承問題へ対応していく必要がある。	市町村
	コーディネーターや協議会などの周辺団体を支える必要がある。	民俗芸能関係者
鑑賞機会	公演などを企画しているが、市町村面積が大きいいため、アクセスに課題がある地域もある。	市町村、芸文協
	子どもたちが文化に触れる機会を増やしていく必要がある。	市町村、芸文協
岩手芸術祭	高校生の出展者も出てくるなど若手育成の成果が出ている分野もあるが、全体的には、若い人の参加が減っている。	専門団体
	総合フェスティバルを一か所だけではなく広域圏単位での開催も検討して欲しい。	市町村
市町村芸術祭	出展者の高齢化や新規性が乏しいなどの課題がある。	市町村
	芸術祭入場者数が伸び悩んでいる。	市町村、芸文協
文化芸術団体	芸術文化協会の構成団体が減少している。	市町村、芸文協
	担い手不足対策、後継者育成が課題となっている。	市町村、芸文協、専門団体

項目	意見	団体
障がい者による文化芸術活動	埋もれている作家もいる。実際に事業所等を訪れて、作家や作品を見つけることも多い。	障がい者芸術関係者
	著作権等の法的知識に関しては、家族等も含め、関わる者の意識がまだまだ低く、取組を進めることが重要である。	障がい者芸術関係者
	障がい者の方が、実際に作品を創る（創作活動をする）機会を充実する必要がある。	障がい者芸術関係者
	障がい者芸術に携わる人材を育てていく必要がある。	障がい者芸術関係者
文化財	守ってきた文化、芸術、芸能等の原形を崩さないような、保存や記録を行っていく必要がある。	市町村、芸文協
情報発信	「いわての文化情報大事典」はリニューアルだけでなくアップグレードしていくことも大事である。	コーディネーター
	若い人や海外に向けての情報発信やPRを強化していく必要がある。	市町村、芸文協
	広域でポスターを制作するなど、地域全体で情報を発信する必要がある。	市町村
人材育成	芸術祭への参加が若手の門戸となっており後継者育成に役立っている。	専門団体
	優秀な人材が流出している。県に戻って来るアーティストを増やしていく必要がある。	コーディネーター
資金調達	クラウドファンディング ⁴ 等による資金調達を考える必要がある。	市町村、専門団体
	事業への助成などの支援を推進して欲しい。	芸文協、専門団体
文化施設	ハード（施設）だけでなく運営スタッフの育成をしていく必要がある。	コーディネーター
	鑑賞や創作を行う場や施設を充実させる必要がある。	市町村
	公立文化施設の老朽化に対応する必要がある。	市町村
	文化施設の修繕に際し、社会包摂や都市計画、住民からの視点も取り入れる必要がある。	コーディネーター
芸術文化推進体制	近隣市町村との連携を検討していく必要がある。	市町村

⁴ クラウドファンディング：「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から資金を調達する方法。

(3) 課題の抽出

「文化芸術に関する意識調査」及び「関係団体等との意見交換」の結果を踏まえ、指針を推進するに当たっての主な課題を次の通り抽出しました。

① 文化芸術に関する意識調査

- ・ 望ましい将来像として、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」が挙げられていること。
- ・ 文化芸術活動を身近なものとして感じている方は全体の 74.6%となっているが、それは文化芸術鑑賞や文化芸術情報に触れることによって醸成されていることから、鑑賞機会や情報発信を充実する必要があること。
- ・ インターネットを通じた情報発信の充実が望まれていること。
- ・ 次代の文化芸術の担い手、後継者の育成が十分でないことが課題として挙げられているほか、若手芸術家・後継者の発掘・育成が行政サポートとして求められていること。

② 関係団体等との意見交換

- ・ 民俗芸能団体と地域や学校とのつながりを大切にしながら、民俗芸能の公演機会の充実などにより、継承問題へ対応していく必要があること。
- ・ 市街地からのアクセスなど地域特性に配慮し、鑑賞機会の充実を図っていく必要があること。
- ・ 文化芸術団体の後継者育成が課題であり、岩手芸術祭も若手の参加が減少している傾向にあるが、一方で若手育成の効果が出ている分野もあること。
- ・ 障がい者による文化芸術の振興のためには、作家や作品の発掘とともに、支援者の人材育成が重要であること。
- ・ 若い人や海外に向けて、多様な手段による情報発信を充実させていく必要があること。
- ・ 文化芸術に携わる人材の育成を進める必要があること。
- ・ クラウドファンディングなど、文化芸術活動を支える資金の様々な調達方法を検討する必要があること。
- ・ 公立文化施設の老朽化へ対応する必要があるほか、運営スタッフの育成が重要であること。

III 基本的方向性

1 基本目標

豊かな歴史や文化を受け継いで
県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる
魅力あふれる岩手

岩手の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、県民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力あふれる岩手を実現します。

2 基本理念

条例に基づくほか、東日本大震災津波の経験を踏まえて、文化芸術の振興に当たっての考え方の基盤となるものとして、次の7つを基本理念とします。

- ・ 文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興
- ・ 県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮
- ・ 県民誰もが鑑賞、参加、創造できる環境の整備
- ・ 県民の共通財産としての将来世代への継承
- ・ 文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進
- ・ 県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働
- ・ 文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映

3 各分野等における目指す姿

条例に掲げられている文化芸術の「芸術・芸能」、「伝統文化」、「生活文化」の3つの分野と、地域の歴史的、文化的な「景観」について、指針に基づく施策を通して、次の「目指す姿」の実現を図っていきます。

(1) 芸術・芸能

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

- ① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手することができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始めすることができる環境にある。
- ② 県民が、優れた数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、様々な希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介、橋渡し、アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。
- ③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。
- ④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・種類）が数多く設けられている。
- ⑤ 芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者、県民、行政、文化施設などが連携した取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が効果的に行われている。
- ⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(2) 伝統文化

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

- ① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動などの伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。
- ② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮がなされ、十分な活動が行われている。
- ③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流

の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。

- ④ 全ての指定文化財や優れた民俗芸能等の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。
- ⑤ 沿岸被災地において、民俗芸能などの伝統文化の復旧・再開がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(3) 生活文化

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

- ① 各地域の住民が、その地域の文化、伝統、言葉、風習、食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。
- ② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。
- ③ 各地域の生活文化の特徴が整理、紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。
- ④ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、県全体や市町村内など多くの場所で、生活文化に関する発表会、交流会などが開催され、相互の情報交換や交流などにより、その活動が活性化できる場となっている。
- ⑤ 沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。

(4) 景観

地域の歴史的又は文化的な景観

- ① 各地域の住民が、景観の保全・活用などに関する活動に気軽に参加でき、歴史的、文化的な景観の価値が地域住民を始めとして広く認識されている。
- ② 景観と地域の文化の関わりが整理、発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。
- ③ 保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。
- ④ 沿岸被災地において、地域の自然、歴史、文化などを背景とした景観が再生され、誇りと愛着を持てる「ふるさと」が形成されている。

4 施策の基本方向

岩手の文化芸術の一層の振興を図るために、「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進」、「県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備」、「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」、「文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築」、「障がい者による文化芸術活動の総合的推進」の5つを施策の基本方向とします。

(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の文化芸術活動の復興を支援していくとともに、復興支援を契機として生まれた交流を定着させていくことが必要です。

本県の自然や歴史・風土に生まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財、景観等の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。

また、文化をめぐる新しい動きに対応し、岩手の特色ある取組を進めることにより、文化芸術を通じた交流人口の拡大や地域活性化にもつなげていくことが必要です。

(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

文化芸術の一層の振興を図る基礎になるものとして、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞、参加、創造できる機会の充実を図っていくことが重要です。

そのため、居住する地域に関わらず、県民の身近な場所で子ども、若者、高齢者、障がい者など、県民誰もが文化芸術に触れ、活動できるよう支援するとともに、その振興と水準向上を図ることが重要です。

(3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

県民が日々の暮らしを豊かにすることができるよう、多様化している情報発信の方法を活用し、文化芸術イベントや障がい者による文化芸術活動、伝統行事、文化財、食文化など、本県の豊かな文化芸術の情報を発信し、その魅力を伝えることが重要です。

また、「岩手らしさ」といった本県のアイデンティティー⁵を国内外に発信するために、県全体としての総合的な文化芸術の発信力、訴求力を強化していく必要があります。

⁵ アイデンティティー：主体性。自己同一性。自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。

(4) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

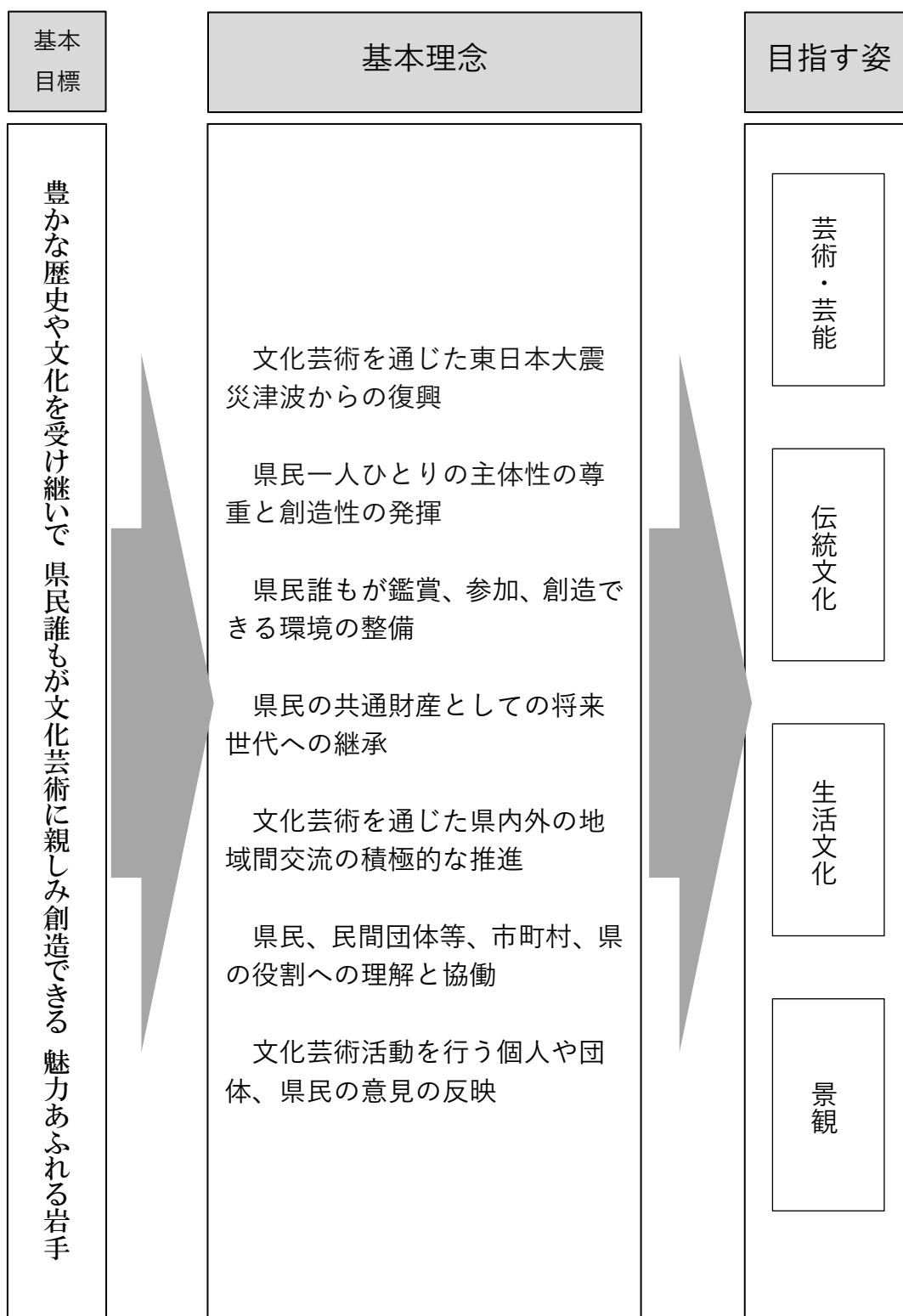
文化芸術の振興のためには、企業、団体、文化施設、教育機関、行政などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図ることが重要です。また、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等の機能（アーツカウンシル機能）を備えた官民が一体となった文化芸術活動を支援する体制を構築することが重要です。

文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野や領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく体制を推進することも必要です。

(5) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。平成30年の障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を踏まえ、本県においても障がい者による文化芸術活動について幅広く促進していくことが必要です。

5 施策体系



施策の基本方向と具体的推進

(★重点的取組事項)

- 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進
 - (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進 ★
 - (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進 ★
 - (3) 民俗芸能の保存・継承の支援 ★
 - (4) 文化財等の保存と活用
 - (5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
 - (6) 文化芸術を通じた交流の推進
- 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
 - (1) 県民の文化芸術活動の支援
 - (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
 - (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
 - (4) 若者の文化芸術活動の支援
 - (5) 高齢者の文化芸術活動の支援
 - (6) 障がい者による文化芸術活動の支援
- 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
 - (1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信
 - (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
 - (3) 国内外における公演や展示などへの支援
 - (4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施
- 4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築
 - (1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成
 - (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
 - (3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
 - (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充
 - (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築 ★
- 5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進
 - (1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援 ★
 - (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
 - (3) 県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信
 - (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
 - (5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

IV 施策の具体的推進

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

(1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。
- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などを促進し、国内外との交流を推進します。

(2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産への新規登録及び「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録について、関係自治体と連携し取組を進めます。
- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解を増進する取組により、本県が有する世界遺産を将来の世代へ継承していきます。
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設を整備するとともに、御所野遺跡、橋野鉄鉱山の関連施設と連携した取組を実施します。
- ・ 世界遺産を核とした 3 つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）を構築し、人的・文化的交流に取り組みます。

(3) 民俗芸能の保存・継承の支援

- ・ 民俗芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動などを通じた活動を充実します。
- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」の団体派遣などにより、民俗芸能団体の活性化と民俗芸能の魅力や価値を発信します。
- ・ 民俗芸能の魅力を様々な媒体を活用して発信するとともに、民俗芸能団体等の交流を促進します。
- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や教育機関、関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。

- ・被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。【再掲】

(4) 文化財等の保存と活用

- ・地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる民俗文化財の保護・継承を行うため、関係団体と連携を図り、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- ・文化財を生かした地域活性化を図るため、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニユール⁶や観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。
- ・東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。【再掲】
- ・地域の祭りや市日等の地域性豊かな賑わいや寺社仏閣等の信仰の場など、地域の歴史と文化が今に引き継がれている姿を感じることができるよう、地域の景観点検や景観学習の実施を通じて、景観の価値を高める活動を促進するとともに、次世代の景観づくりの担い手の育成を図ります。

(5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進

- ・本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、合唱、民謡、箏曲、市民参加劇、舞踊、民俗芸能などを始めとした本県の特色ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。
- ・本県には数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、情報発信や地域間交流を推進します。
- ・障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュット⁷作品を中心とした巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。

⁶ ユニークベニユール：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

⁷ アール・ブリュット：「生の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のこと。

- ・ 農山漁村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの継承・振興や農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動を促進します。
- ・ 地域における「食の匠」⁸の活動や学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を支援します。

(6) 文化芸術を通じた交流の推進

- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。

【再掲】

- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などを促進し、国内外との交流を推進します。【再掲】
- ・ 民俗芸能や歴史的建造物、食文化、地域の歴史に関する知識や伝統技術を有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用していきます。
- ・ 地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化、若者に人気のあるマンガなどを活用した本県ならではの観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 「平泉の文化遺産」「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の2つの世界遺産、世界遺産登録を目指す「御所野遺跡」や「十和田八幡平国立公園」「三陸復興国立公園」の2つの国立公園など、岩手ならではのコンテンツを活用した観光を推進します。

【指標と目標値】⁹

- 世界遺産等の来訪者数：805千人〔H29実績値 927千人〕
- 「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕：6,000人〔H30実績値 1,283人〕
- 文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕：20箇所〔H30実績値－〕
- 民俗芸能ネットワーク加盟団体数：393団体〔H29実績値 396団体〕
- 岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数〔累計〕：14,655人〔H30実績値 980人〕
※2021年度（令和3年度）以降の目標値には、オンラインによる鑑賞者を含む。
- 国、県指定文化財件数：583件〔H30実績値 565件〕
- コミックいわて WEB 訪問者数：202,000人〔H30実績値 169,250人〕
- 「食の匠」組織による食文化伝承活動回数：38回〔H29実績値 26回〕
※2021年度（令和3年度）以降の目標値には、動画を活用した活動を含む。
- 観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）：2,760千人〔H29実績値 3,325千人〕

⁸ 食の匠：岩手県の食文化の発信活動を促進し、地域活性化を促すために、永年培われてきた郷土料理等の優れた技術を有する者を「食の匠」として認定する制度。

⁹ 【指標と目標値】：施策ごとの令和6年度に達成すべき成果目標。

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

(1) 県民の文化芸術活動の支援

- ・ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・ 「文学の国いわて」の進展に向けた文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら県民の創作活動を支援します。
- ・ 雇用者等が地域の文化活動、祭りなどに参加しやすい職場環境づくり・雰囲気の醸成を促進します。

(2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施

- ・ 県内で行われる文化芸術活動を奨励し、その振興と水準向上を図るため、優れた芸術・美術活動を行った方に岩手県芸術選奨・美術選奨などの顕彰を行います。

(3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国際的評価の高い海外の音楽家や芸術家などとの交流機会を創出します。
- ・ 文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。

(4) 若者の文化芸術活動の支援

- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。
- ・ 若者の多様な文化活動を本県の力とするため、若者の個性と創造性が発揮される機会や学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を提供します。

(5) 高齢者の文化芸術活動の支援

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。

(6) 障がい者による文化芸術活動の支援

- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントの開催を通じて障がい者の参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。【再掲】
- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加促進を図り、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。【再掲】
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。

【指標と目標値】

- 岩手芸術祭参加者数〔累計〕：133,000人〔H30実績値 26,506人〕
- 県内の公立文化施設における催事数：1,305件〔H29実績値 1,316件〕
- 文化施設入場者数※：145千人〔H29実績値 168千人〕
- 子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕：392件〔H30実績値 89件〕
- 様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合：小学生 73%・中学生 70%・高校生 79%〔H30実績値小学生 70%・中学生 71%・高校生 79%〕
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：1,980件〔H30実績値 312件〕

※岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

(1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、文化芸術に関する情報を国内外に広く発信します。
- ・ 伝統芸能・民俗芸能の優れた技、伝統的生活文化・文化財などの情報を収集し「いわての文化情報大事典」ホームページへの掲載を進めます。
- ・ 県立美術館・県立博物館が保有する文化芸術・文化財などに関するホームページなどによる情報の提供と活用を推進します。
- ・ 数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。【再掲】

(2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して文化芸術情報を発信します。

(3) 国内外における公演や展示などへの支援

- ・ 様々な機会を捉えて、県外や海外における本県の文化芸術の公演や展示などを支援し、文化芸術を生かした国内外との交流を推進します。
- ・ 本県には数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、地域間交流を推進します。【再掲】

(4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えて、文化プログラムを実施し、本県の文化芸術の魅力を発信します。

【指標と目標値】

■文化芸術関連 SNS フォロワー数：12,000 人〔H30 実績値 5,914 人〕

■「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数：423,000 人〔H29 実績値 398,181 人〕

4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

(1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成

- ・ 団体、企業、行政等が一体となって県民の文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、各広域振興圏に文化芸術コーディネーターを配置するなどにより、活動者と鑑賞者それぞれの希望やニーズをマッチングさせ、交流の場を提案する人材のネットワークを形成します。

(2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成

- ・ 各地域における文化芸術活動を支援するため、アートマネジメント¹⁰研修の実施などにより、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図ります。

(3) 岩手県文化振興基金¹¹による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、文化芸術団体の主体的な活動に対して支援を行います。
- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。【再掲】

(4) 県立文化施設の整備や機能の拡充

- ・ 県民会館、県立美術館、県立博物館による県内各地での文化芸術活動の支援を進めます。
- ・ 県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。

(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出、官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成などを行う、官民一体による文化芸術推進体制「岩手版アーツカウンシル」を構築します。

【指標と目標値】

- 岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数〔累計〕：3,350件〔H30実績値433件〕
- アートマネジメント研修参加者数〔累計〕：253人〔H30実績値55人〕
※2021年度（令和3年度）以降の目標値には、オンラインによる参加者を含む。
- 県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数：440,000人〔H28実績値438,274人〕

¹⁰ アートマネジメント：公的機関や企業の文化支援についての新しい考え方。音楽や演劇などの芸術の世界に、企業経営の手法を取り入れようとするもので、より質の高い演劇や音楽を多くの人々が楽しめることを目的とした運営活動。芸術経営。

¹¹ 岩手県文化振興基金：昭和55年に設立した文化事業に対して助成を行う基金。公益財団法人岩手県文化振興事業団が所管。

5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

(1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

- ・ 障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュット作品を中心とした巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】
- ・ 作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。【再掲】
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。【再掲】

(2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実

- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントの開催を通じて障がい者の参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。【再掲】
- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。【再掲】
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。【再掲】

(3) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を国内外に広く発信します。【再掲】

(4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を発信します。【再掲】

(5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の障がい者による文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、障がい者の文化芸術活動を支援します。【再掲】

【指標と目標値】

■岩手芸術祭参加者数〔累計〕：133,000人〔H30実績値 26,506人〕

■岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：1,980件〔H30実績値 312件〕

■岩手県障がい者音楽祭参加団体数：12団体〔H30実績値 14団体〕

※2021年度（令和3年度）以降の目標値には、オンラインによる参加団体を含む。

■障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数：250人〔H30実績値 86人〕

6 重点的取組事項

前節に記載しているとおり、文化芸術振興の取組は幅広く多岐にわたっています。

その中から、昨今の社会経済情勢等の変化により、特にも現在その対応が求められている 5 つの取組を「重点的取組事項」としてまとめ、その背景や、より具体的な取組を記載しました。

- (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進
- (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
- (3) 民俗芸能の保存・継承の支援
- (4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援
- (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

(1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

平成 23 年に発生した東日本大震災津波は、本県に未曾有の被害をもたらしました。

県では、県民はもとより、市町村、企業、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら、被害を受けた施設や備品、文化財等の復旧、民俗芸能団体の活動支援などに取り組んできた結果、復興の歩みは着実に進んでいます。

また、この東日本大震災津波からの復興に当たって、国内外から多くの芸術家などが岩手に支援に来ていただき、その文化芸術の力が子どもたちを始めとした被災者の心の大きな支えとなり、現在では、地域とのかけがえのない交流に発展しています。

こういった交流を発展、定着させていくとともに、交流から生まれた価値を大切にし、岩手の文化芸術の振興につなげていくことが重要です。

① 被害を受けた民俗芸能団体等への支援

- ・ 県や文化振興基金による東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の活動再開等への支援

② 復興支援を契機とした文化交流の定着

- ・ 海外との絆を生かしたコンサートの開催や文化イベント等の展開
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われたつながりを生かした取組の展開
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの促進

③ 被災した美術作品等の修復

- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復

④ 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 文化芸術に触れる機会を提供するための学校等への芸術家派遣
- ・ 国際的評価の高い海外の音楽家や芸術家などとの交流機会を創出
- ・ 鑑賞機会充実のため、児童生徒等の移動を支援

(2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

本県は 2 つの世界遺産（文化遺産）を有し、加えて、現在、一戸町の「御所野遺跡」を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産への登録を目指しています。

平成 23 年には、平泉に築かれた仏堂や庭園は、他に例の無いものとして、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」が本県で初めて世界遺産に登録されました。

また、平成 27 年には、釜石市にある橋野鉄鉱山が、日本の製鉄産業における近代化の端緒として、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の一部として世界遺産に登録されました。

現在、本県 3 つ目となる世界遺産への登録を目指している御所野遺跡は、縄文時代の人々が長期間にわたって定住生活を続けてきた結果、800 棟もの竪穴住居がつけられたと推測される大集落です。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されると、本県は、縄文時代、平安時代、江戸・明治時代の 3 つの世界遺産を有する県となることから、これらの世界遺産等について、一体的に情報発信を行うことにより、各遺産の価値等の理解を深めるとともに、地域振興へもつなげていくことが必要です。

① 「北海道・北東北の縄文遺跡群」（御所野遺跡）の世界遺産登録への取組

- ・ 関係自治体と連携した登録に向けた取組や適切な保存管理体制の構築の推進

② 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への取組

- ・ 柳之御所遺跡の調査研究の推進や関連遺跡の調査等の支援

③ 世界遺産等の適切な保存管理と活用の推進

- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解増進につながる教育活動や県民に向けた講演会等の取組の実施
- ・ 住民生活と調和した遺産の保存管理と活用の推進

④ 世界遺産等を活用した文化的交流の推進

- ・ 「平泉学」を軸とした学術研究に基づく情報発信等の充実
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促

進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設の整備及び御所野遺跡、橋野鉄鉾山の既存施設と連携した取組の実施

- ・ 世界遺産を核とした3つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）の構築

(3) 民俗芸能の保存・継承の支援

本県には、ユネスコ無形文化遺産に登録された、国指定重要無形文化財の「早池峰神楽」や「吉浜のスネカ」などをはじめ、古くから守り受け継がれてきた神楽・鹿踊・剣舞・田植踊など、多種多様な民俗芸能が数多く残されています。

また、民俗芸能は、地域の行事や学校教育において取り組まれています。しかし、少子高齢化による後継者の育成や指導者の高齢化が課題となっている団体も少なくありません。

一方、海外での公演や他県の芸術家との交流などにより本県の民俗芸能の価値が県内外に広がりつつあり、民俗芸能を通じた交流による地域コミュニティの活性化に取り組むことが重要です。

【公演機会の充実と交流の促進】

民俗芸能は、各地域において生活と密接に結びついた集落行事として披露されており、各地の祭りや「岩手芸術祭」、「岩手県民俗芸能フェスティバル」などの全県的なイベントでも公演が行われています。

また、平成30年度には、フランスのパリで開催された「ジャポニスム2018」で県内4団体の公演が行われ好評を博しました。

民俗芸能団体の活性化を促進するとともに、岩手県の民俗芸能の魅力や価値を国内外の多くの方々に伝えるため、公演機会の充実に取り組みます。

また、後継者の育成を支援するため、民俗芸能を通じた地域間交流の活発化や地域コミュニティの活性化に取り組みます。

【民俗芸能団体への支援】

市町村や関係団体と連携して、後継者の育成や活動に必要な備品の整備など、地域における民俗芸能団体の取組を支援していきます。

① 公演機会の充実と交流の促進

- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催による民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場の確保
- ・ 「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」などの県外における公演の機会の提供
- ・ 県内外に向けた様々な広報媒体を活用した民俗芸能の魅力の発信

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えた公演などによる情報発信
- ・ 県外の民俗芸能団体等との交流による活動の活発化の促進
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの促進

② 民俗芸能団体の取組への支援

- ・ 児童生徒の部活動などを通じた民俗芸能団体の活動の充実
- ・ 文化振興基金による民俗芸能団体の備品整備や後継者育成の取組への助成
- ・ 民俗芸能団体を対象とした人材育成に関する研修会の実施
- ・ 被災地における民俗芸能団体などの活動再開の支援

(4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

県では、障がい者の芸術活動の鑑賞、発表の機会として、これまで「岩手県障がい者文化芸術祭」を開催してきたほか、民間による障がい者の芸術作品の展覧会などを支援してきました。

平成 28 年度には、「希望郷いわて大会」を契機として、「アール・ブリュットいわて～希望郷いわて大会開催記念～」を開催し、障がい者の芸術活動の紹介、作品の展示等を行いました。

平成 29 年度からは、県内各地で「いわてアール・ブリュット巡回展」を開催し、芸術上価値の高い作品等の展示や作家とのワークショップを実施しているほか、平成 30 年度には「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」を設置し、作家の権利保護の支援や人材育成など、障がい者による文化芸術活動の支援に取り組んでいます。

【障がい者芸術作品の鑑賞や発表機会の拡大】

アール・ブリュットとは、「生の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のことであり、その定義は広いものの、近年では障がいを持った方々が作り出す作品がアール・ブリュットの一つの作品群として注目を集めています。

県が開催している「いわてアール・ブリュット巡回展」は、これまでに 11 会場で開催され、延べ 1 万人以上が訪れました。

一方、令和元年度に実施した「文化芸術に関する意識調査」の結果によると、「アール・ブリュット」を「知っている」又は「鑑賞したことがある」と回答した人の割合は、31.8%にとどまっており、更なる周知、理解の促進が必要と考えられ、作品の鑑賞の機会の充実に取り組めます。

【創作活動への支援】

障がい者による文化芸術の活動の支援を進めるに当たっては、障がい者本人の意志を常に尊重するとともに、支援に携わる者も創造された作品等の諸権利について理解していくことが必要であり、特にも、自らの意思表示に困難を伴う障がい者に対しては、十分な配慮が必要です。

県では、平成 30 年度に「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針（ガイドライン）」を策定し、作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めています。

また、平成 30 年度に「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」を設置し、ガイドラインの普及啓発や、障がい者やその家族、事業者への相談対応、創作活動を支援する人材の育成などを進めています。

① 障がい者芸術作品の鑑賞や発表の機会の拡大

- ・ アール・ブリュット作品の展覧会の開催や公共施設、商店街等における展示などによる、作品鑑賞機会の充実
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした情報発信
- ・ ホームページや SNS を活用した国内外への情報発信
- ・ 岩手芸術祭への出展支援
- ・ 「岩手県障がい者文化芸術祭」の開催

② 障がい者芸術作品の評価に係る検討

- ・ 新たな作家・作品の調査
- ・ これまで作品として認識されづらかった新しい価値につながる取組事例の調査

③ 著作権等の法的知識の普及による権利保護の推進

- ・ 「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針」の活用促進
- ・ 作家の権利保護に関する研修会の開催

④ 創作活動を支援する人材の育成

- ・ 創作活動を支援する人材育成のための研修会の実施
- ・ 支援者のネットワーク形成のための研修会の実施
- ・ 北海道、北東北ブロックなどの広域連携の推進

⑤ 文化芸術活動に関する相談支援体制の充実

- ・ 創作活動に係る相談窓口「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」の運営

(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

本県が誇る世界遺産や民俗芸能、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019 の成果や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた文化芸術への関心の高まりをレガシーとして次世代につなげていくため、官民一体による文化芸術の推進体制の構築などにより、県内各地の特色や得意分野を生かした魅力ある文化芸術のまちづくりを進めていきます。（「いわて県民計画（2019～2028）」文化・スポーツレガシープロジェクト¹²）

【アーツカウンシル】

アーツカウンシル（芸術評議会）は、1946 年に英国で生まれた組織で、美術、演劇、音楽、文学などの団体やプロジェクトに対する助成を基軸に、専門的な立場から行政と協力して、文化芸術への支援策をより有効に機能させ文化振興の取組を牽引する組織です。

日本では平成 23 年頃から試行的な導入が始まっており、平成 24 年には東京都や沖縄県に地域版アーツカウンシルが設置されました。現在では、大阪府・大阪市、新潟市、横浜市、静岡県などで設置されており、その規模や体制は自治体により様々であり、助成、調査研究、情報発信、人材育成など、各地域の実情に即した取組が進められています。

県では、本県の状況を踏まえて、文化芸術の力を一層発揮するための環境づくりに向け、岩手版アーツカウンシルの構築に向けた取組を進めています。

① 岩手版アーツカウンシルの体制の検討

- ・ 先行自治体の事例や県内状況の調査、研究
- ・ 財源なども含めた組織体制の検討
- ・ 構築に向けたロードマップの策定

② アートプログラム実施推進体制の定着化及び自立化へ向けた支援

- ・ 公立文化施設と連携した芸術普及活動（アウトリーチ）の実施
- ・ 公立文化施設担当者等を対象としたスキルアップのための研修の実施
- ・ 文化芸術に取り組む人材育成のため、アートマネジメント研修の実施

③ 岩手版アーツカウンシルの取組の推進

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出
- ・ 官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成

¹² 文化・スポーツレガシープロジェクト：いわて県民計画（2019～2028）に「新しい時代を切り開くプロジェクト」の一つとして掲げられているプロジェクト。

- ・ 公演の企画等の高いスキルを有するアートマネージャーの設置・派遣
- ・ 国際的な文化芸術イベントの企画・開催
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの展開

V 指針の推進

1 多様な主体が参画した文化芸術の推進

岩手の文化芸術を振興していくためには、県民、企業、団体、文化施設、教育機関、行政等が互いに連携、協力して取り組んでいくことが重要です。これまでも地域社会を構成する様々な主体が参画し、地域の歴史的、文化的、経済的、人的資源を活用しながら、文化芸術の取組を進めてきました。

また、文化芸術の取組を進める過程で、文化芸術が持つ多様な価値観の尊重や他者との相互理解が進むという機能により、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン¹³）を重視する視点が大切です。

(1) 地域（地域住民）の主な役割

地域の文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主役は地域住民自身です。各地域の文化芸術を支え、継承していく基盤となるものとして、地域文化を担い、人々が協力して取り組む活動や景観保全活動の主体となることを期待します。

また、生活文化の多くが家庭や地域における日常生活に根ざしていることから、一人ひとりが生活文化の担い手であるとの自覚を持ち、地域住民が、その実践、継承及び活用に関し更に大きな役割を果たすことを期待します。

(2) 企業等の主な役割

冠コンサートの実施や協賛、タイアップ事業の実施など、企業による文化芸術活動への積極的な参画と支援（メセナ¹⁴）、従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。

(3) 文化芸術活動団体の主な役割

県や各地域における文化芸術活動・創造の中心として、岩手県芸術文化協会や市町村の芸術文化協会をはじめ、多様な文化芸術活動団体が、自発性・創造性を発揮し、特色ある文化芸術活動を独自に展開することを期待します。

また、他の文化芸術団体や文化施設、観光、教育、福祉等に関する団体などと積極的に連携、協力しながら、会員の文化芸術活動の支援や県民に対する鑑賞機会の

¹³ ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

¹⁴ メセナ：フランス語で「芸術・文化を保護・支援すること」の意味。企業が行う文化支援活動。

提供、講師派遣等により、本県の文化芸術の振興の牽引役として更に大きな役割を果たすことを期待します。

(4) 民間団体等の主な役割

地域には様々な民間団体等があり、これらの団体の中には（公財）岩手県文化振興事業団をはじめ、文化芸術活動を支援したり、地域振興のために文化芸術を活用しようというものがあります。これらの団体が、文化芸術活動家・団体や行政、企業、県民等とのネットワークを強め、活動を活発化させることによって、地域の文化芸術の活性化に更に大きな役割を果たすことを期待します。

(5) 文化施設等の主な役割

行政、民間団体、文化芸術団体等や文化施設相互のネットワークの強化により、文化芸術活動者や県民にとってより利便性の高いサービスを提供することを期待するとともに、文化芸術情報が集積・発信される、文化芸術の中核的な拠点としての役割や地域の発展を支える機能の一層の充実を期待します。

(6) 学校・教育機関等の主な役割

学校を始めとする教育機関、中学校文化連盟、高等学校文化連盟等が連携し、授業やクラブ活動における指導、文化行事の開催、指導者の育成等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高め、ひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。

また、教育機関等が地域との連携をより深め、積極的に協働することにより、地域の文化芸術の継承に更に大きな役割を果たしていくことを期待します。

(7) 市町村の主な役割

市町村は、各地域に最も密着した行政体として、その区域の文化芸術情報の総合的な把握を行い、住民とともに各市町村における振興方向を定めるとともに、文化芸術に関する各種支援サービスの企画、活用勧奨や実施、体制の整備等により、文化芸術活動の活性化とその継承を支援する機能の一層の充実を期待します。

(8) 県の責務と主な役割

県は、文化芸術振興施策を総合的に策定し実施するほか、国、市町村等との連携、協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるとともに、それぞれの主体が期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。

2 施策の評価

指針に基づく施策の着実かつ継続的な実施を図るため、施策の取組状況を単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを行います。

評価・検証に当たっては、指標を拠りどころとして、全体の進捗状況を把握するとともに、岩手県文化芸術振興審議会において指針の推進状況を審議いただきながら、施策の立案に生かしていきます。

また、社会経済情勢が大きく変化した場合などにあっては、随時、指標の見直しなども検討していきます。

[指標と目標値一覧]

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進 9指標

指標	単位	現状値		年度目標値					指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
世界遺産等の来訪者数	千人	2017	927	927	937	950	712	805	
「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕	人	2018	1,283	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	
文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕	箇所	2018	—	5	10	10	15	20	
民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	2017	396	396	396	396	393	393	
岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数〔累計〕 ※2021年度(令和3年度)以降の目標値には、オンラインによる鑑賞者を含む。	人	2018	980	1,600	5,455	7,505	11,015	14,655	
国、県指定文化財件数	件	2018	565	573	577	581	580	583	
コミックいわてWEB訪問者数	人	2018	169,250	190,000	193,000	196,000	199,000	202,000	
「食の匠」組織による食文化伝承活動回数 ※2021年度(令和3年度)以降の目標値には、動画を活用した活動を含む。	回	2017	26	30	32	34	36	38	
観光客数(歴史・文化に関する観光地点での入込客数)	千人	2017	3,325	3,355	2,144	3,375	2,440	2,760	

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 6指標

指標	単位	現状値		目標値					指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
岩手芸術祭参加者数〔累計〕	人	2018	26,506	49,000	71,000	93,000	113,000	133,000	
県内の公立文化施設における催事数	件	2017	1,316	1,358	1,372	1,385	1,223	1,305	
文化施設入場者数	千人	2017	168	172	174	176	126	145	
子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕	件	2018	89	131	198	266	328	392	
様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合(小・中・高校生)	%	2018	小 70 中 71 高 79	74 74 82	76 76 84	77 78 86	72 69 77	73 70 79	
岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕	件	2018	312	635	960	1,290	1,635	1,980	

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 2 指標

指標	単位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
文化芸術関連 SNS フォロワー数	人	2018	5,914	5,300	5,600	5,900	11,600	12,000
「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数	人	2017	398,181	411,000	414,000	417,000	420,000	423,000

4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築 3 指標

指標	単位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数〔累計〕	件	2018	433	815	1,730	2,265	2,805	3,350
アートマネジメント研修参加者数〔累計〕 ※2021 年度(令和3年度)以降の目標値には、オンラインによる参加者を含む。	人	2018	55	80	113	153	203	253
県立文化施設(県民会館、県立博物館、県立美術館)利用者数	人	2016	438,274	453,500	193,000	462,500	429,000	440,000

5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進 4 指標

指標	単位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
岩手芸術祭参加者数〔累計〕	人	2018	26,506	49,000	71,000	93,000	113,000	133,000
岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕	件	2018	312	635	960	1,290	1,635	1,980
岩手県障がい者音楽祭参加団体数 ※2021 年度(令和3年度)以降の目標値には、オンラインによる参加団体を含む。	団体	2018	14	16	17	18	10	12
障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数	人	2018	86	80	120	160	205	250

資料1 岩手県文化芸術振興基本条例

○岩手県文化芸術振興基本条例

平成20年3月27日条例第5号

改正

平成21年12月15日条例第70号

平成26年3月28日条例第20号

平成28年12月22日条例第78号

岩手県文化芸術振興基本条例をここに公布する。

岩手県文化芸術振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 文化芸術振興指針（第5条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興（第6条—第8条）

第2節 文化芸術の認識及び創造（第9条—第12条）

第3節 文化芸術の発信等（第13条）

第4節 文化芸術の基盤整備（第14条—第17条）

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等（第18条）

第6節 顕彰（第19条）

第7節 財政上の措置（第20条）

第4章 岩手県文化芸術振興審議会（第21条—第26条）

附則

文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性をはぐくむ。とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となる。豊かな文化芸術とともに生きていくことは、私たちの変わらない願いである。

ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた。こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文

化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸術に脈々と受け継がれている。また、自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ培われてきた岩手の文化芸術は、人や地域の結び付きを強め、尊い支え合いの文化である結いを基礎とするコミュニティを形成してきた。

自然との共生の考え方の重要性を多くの人々が認識するとともに、人々や地域の絆(きずな)の大切さが強く意識されている今日においてこそ、このような岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させていくことは、心豊かで活力ある地域社会の実現にとって極めて重要な意義を持つと確信する。

また、岩手は、国際的視野や高い志をもって物事に挑戦し、後世に業績を残した高野長英や新渡戸稲造をはじめ多くの優れた人材を輩出してきた。私たちは、これら先人たちの進取の魂を受け継ぎ、交流を通じて、多様な文化芸術を新たに創造していかなければならない。

ここに私たちは、文化芸術の価値を認識し、これをはぐくみ、新たに創造し、次世代に継承していくことにより、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等（国及び地方公共団体以外の団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた県内外の地域間の交流が積極的に推進されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び協働するよう努めなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）

を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。）その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、国、市町村等との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

（県民等の役割）

第4条 県民及び民間団体等は、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化芸術振興指針

第5条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興指針を定めるものとする。

2 文化芸術振興指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

（2）前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 県は、文化芸術振興指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

4 県は、文化芸術振興指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術振興指針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興

（芸術及び芸能の振興）

第6条 県は、文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（伝統文化の振興）

第7条 県は、伝統文化（文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術をいう。以下同じ。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（生活文化の振興）

第8条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 文化芸術の認識及び創造

(文化芸術の認識及び理解)

第9条 県は、県民が地域における文化芸術を認識できるように必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民が地域における伝統文化の系譜、由来等に関する学習又は研究を通じて文化芸術に関する理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術の総合的把握及び記録)

第10条 県は、文化芸術の活用を促進するため、地域における文化芸術を総合的に把握し、及び記録するよう努めるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第11条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術創造活動に対する支援等)

第12条 県は、県民による自主的な文化芸術を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第3節 文化芸術の発信等

第13条 県は、本県の文化的魅力を高めるため、地域における文化芸術に関する情報を効果的に発信するとともに、文化芸術活動の成果を発表する機会及び文化芸術を通じた交流の機会の充実を図るよう努めるものとする。

第4節 文化芸術の基盤整備

(人材の育成)

第14条 県は、文化芸術活動を担う人材を育成するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実
- (2) 学校教育における文化芸術に関する体験学習等の充実
- (3) 伝統芸能等の後継者の育成

(文化芸術活動に対する支援等)

第15条 県は、県民及び民間団体等の文化芸術活動に対し必要な支援に努めるとともに、メセナ活動(個人、企業等が社会への貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。)その他の文化芸術活動に対する県民及び民間団体等の支援活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(連携の促進)

第16条 県は、文化芸術振興施策を講ずるに当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村の連携が図られるよう配慮しなければならない。

(文化施設の活用及び充実)

第17条 県は、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設が県民に文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう、情報の提供、施設間の連携の確

保等利便性の向上に努めるものとする。

2 県は、自らの設置に係る文化施設が、それぞれの目的に応じて地域における文化芸術活動を支援し、又は文化芸術を発信する場となるよう、その充実に努めるものとする。

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等

第18条 県は、地域の歴史的又は文化的な景観を保全し、及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第6節 顕彰

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

第7節 財政上の措置

第20条 県は、文化芸術振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 岩手県文化芸術振興審議会

(設置)

第21条 知事又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、岩手県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 文化芸術の振興に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属せられた事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

(組織)

第22条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから14人以内を、岩手県文化財保護審議会の委員のうちから2人を、それぞれ教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、第21条の調査審議に際し必要と認める場合には、岩手県文化財保護審議会

の意見を聴くものとする。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月15日条例第70号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第20号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月22日条例第78号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

資料 2 文化芸術基本法

文化芸術基本法

発令 平成 13 年 12 月 7 日号外法律第 148 号

最終改正：令和 1 年 6 月 7 日号外法律第 26 号

改正内容：令和 1 年 6 月 7 日号外法律第 26 号[令和 1 年 6 月 7 日]

○文化芸術基本法

〔平成十三年十二月七日号外法律第四百四十八号〕

〔文部科学大臣署名〕

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存へ

の支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕

組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

沿革

平成三〇年 六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律附則二項による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)前文第九項及び第一条

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

資料3 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

発令 平成30年6月13日号外法律第47号

最終改正 平成30年6月13日号外法律第47号

改正内容 平成30年6月13日号外法律第47号[平成30年6月13日]

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

[平成三十年六月十三日号外法律第四十七号]

[文部科学・厚生労働・経済産業大臣署名]

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律をここに公布する。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかずして人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

資料4 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

発令 平成24年6月27日号外法律第49号

最終改正 平成29年6月23日号外法律第73号

改正内容 平成29年6月23日号外法律第73号[平成29年6月23日]

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

〔平成二十四年六月二十七日号外法律第四十九号〕

〔文部科学大臣署名〕

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律をここに公布する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一

体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するため事業を行うこと。

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（国際的に高い水準の実演芸術の振興等）

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、

音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得よう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

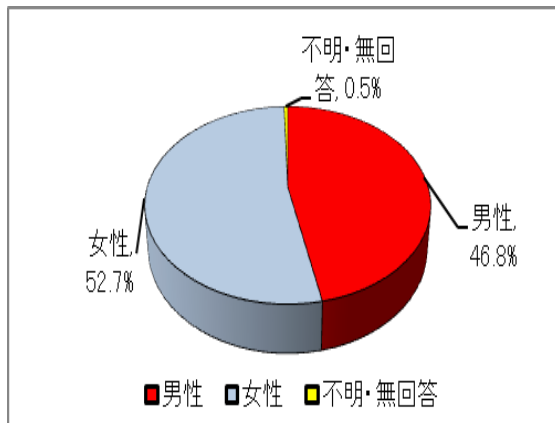
資料5 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要

この調査結果は、県が各種アンケートへの御協力をお願いしている希望郷いわてモニターの方々に文化芸術に関するアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

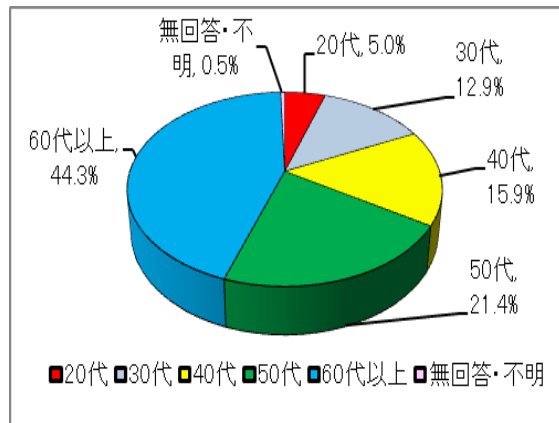
調査設計	調査対象	岩手県全域
	調査対象	令和元年度希望郷いわてモニター
	標本数	258人
	調査方法	調査紙郵送及びインターネット
	調査時期	令和元年7月
	調査主体	岩手県（文化振興課）
回収結果	有効回答数	201人
	有効回収率	77.9%

回答者内訳

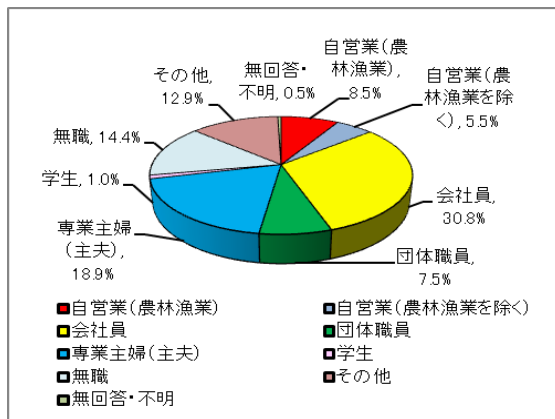
(1) 性別



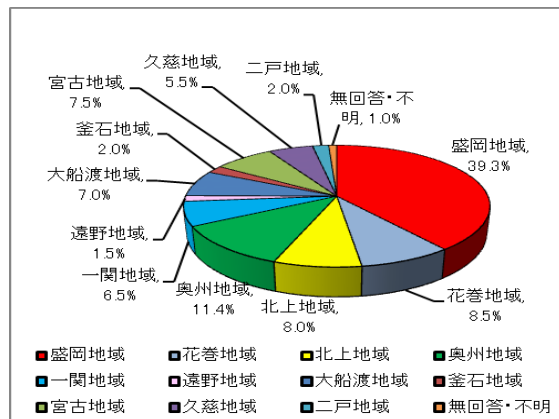
(2) 年齢



(3) 職業

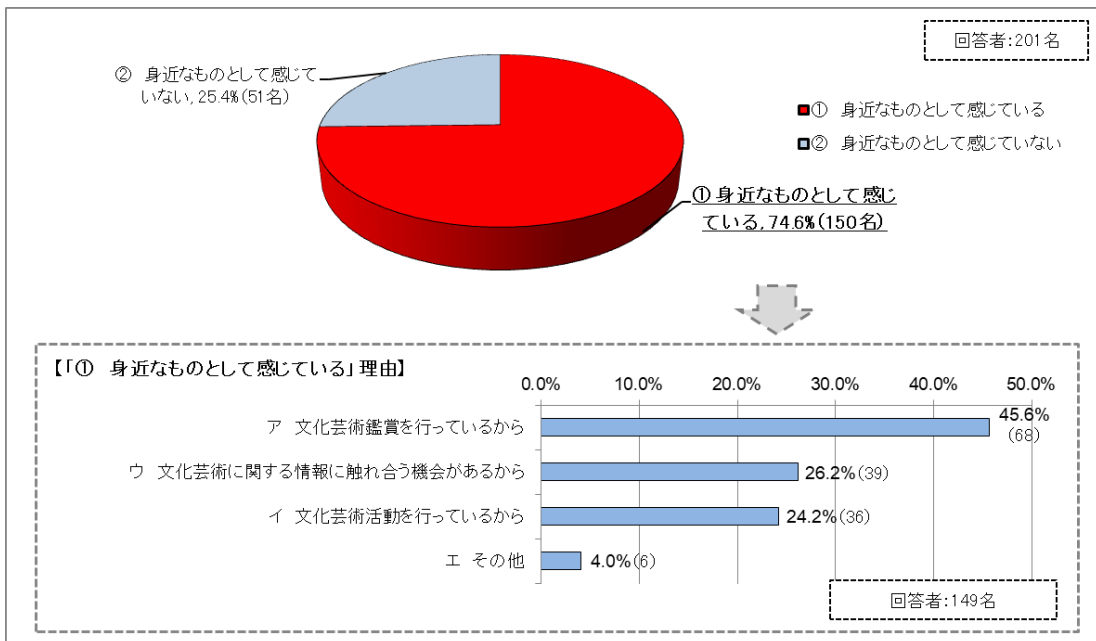


(4) 居住地



設問1 文化や芸術を身近なものとして感じていますか。

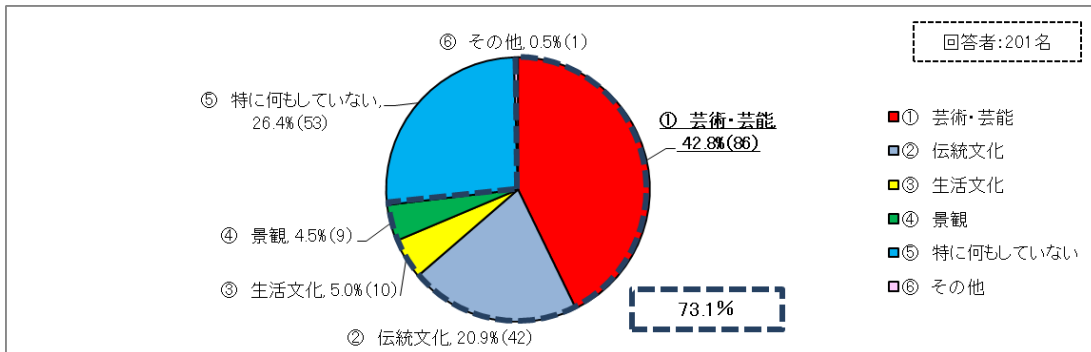
- ① 身近なものとして感じている
 - 【身近なものとする理由】
 - ア 文化芸術鑑賞を行っているから
 - イ 文化芸術活動を行う機会があるから
 - ウ 文化芸術に関する情報に触れる機会があるから
 - エ その他 ()
- ② 身近なものとして感じていない



設問2 ここ1年間で主に行った文化芸術鑑賞や文化芸術活動について、「(1)分野」を選択肢から1つ選択し、「(2)内容」について各自記入。

- ① 芸術・芸能分野
- ② 伝統文化分野
- ③ 生活文化分野
- ④ 景観分野
- ⑤ 特に何もしていない (⇒設問4にお進みください。)
- ⑥ その他

(1) 分野



(2) 内容

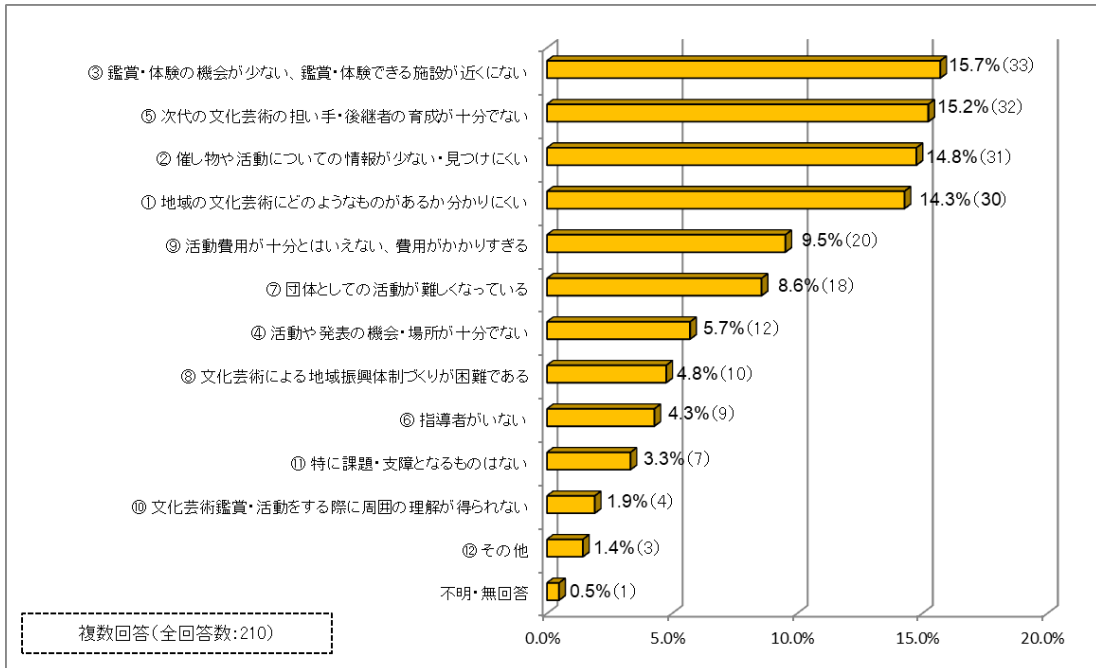
- 音楽鑑賞 (すべてのジャンル、コンサート鑑賞等を含む) [18]
- 美術・絵画鑑賞 (美術館見学なども含む) [18]
- 映画鑑賞[17]
- 民俗芸能への参加[14]
- 民俗芸能鑑賞[7]
- 様々な芸術芸能鑑賞[6]
- その他の芸術活動[5]
- 演劇・芝居鑑賞[4]、史跡・名勝・遺跡等の見学[4]
- 音楽活動 (演奏、作成等) [3]、書道 (活動) [3]
- 写真撮影・活動[2]、美術・絵画 (作成・描く等の活動) [2]、落語鑑賞[2]
- 華道 (活動) [1]、工芸制作[1]、茶道 (活動) [1]、伝統芸能鑑賞[1]、俳句創作[1]、漫画鑑賞[1]、メディア芸術鑑賞[1]、文学執筆[1]、民謡、三曲の鑑賞[1]

※ 鑑賞・活動の区分が不明であるもの
 民俗芸能[3]、メディア芸術[2]、演劇[1]、書道[1]

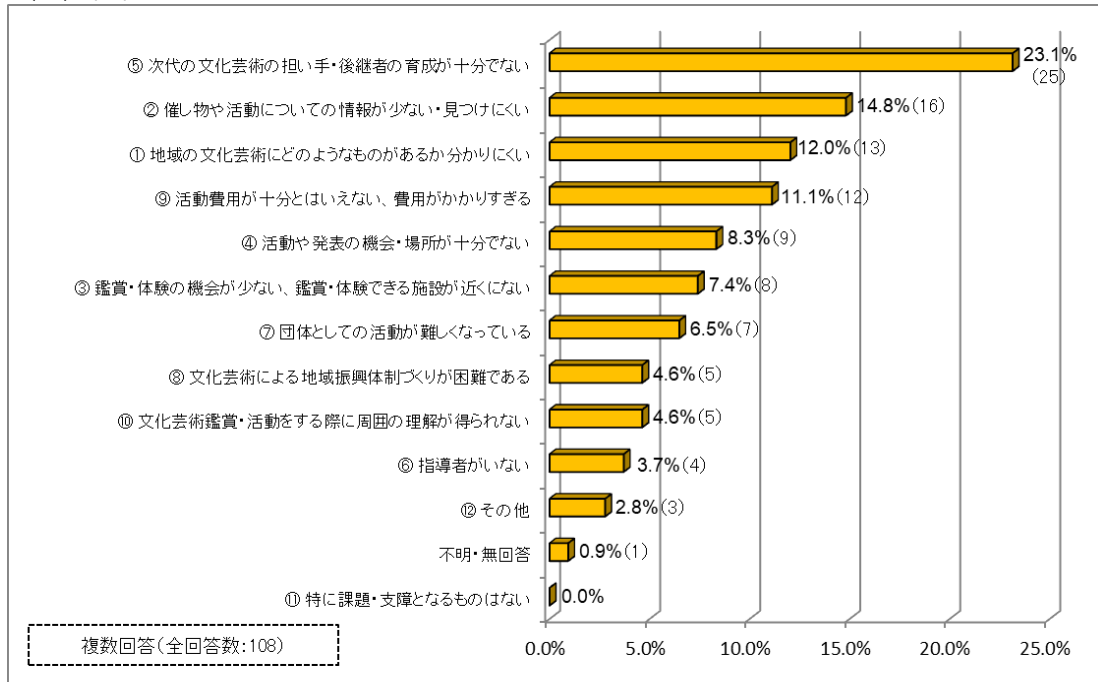
設問3 設問2で回答した文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい
- ② 催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい
- ③ 鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない
- ④ 活動や発表の機会・場所が十分でない
- ⑤ 次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない
- ⑥ 指導者がいない
- ⑦ 団体としての活動が難しくなっている
- ⑧ 文化芸術による地域振興体制づくりが困難である
- ⑨ 活動費用が十分とはいえない、費用がかかりすぎる
- ⑩ 文化芸術鑑賞・活動をする際に周囲の理解が得られない
- ⑪ 特に課題・支障となるものはない
- ⑫ その他

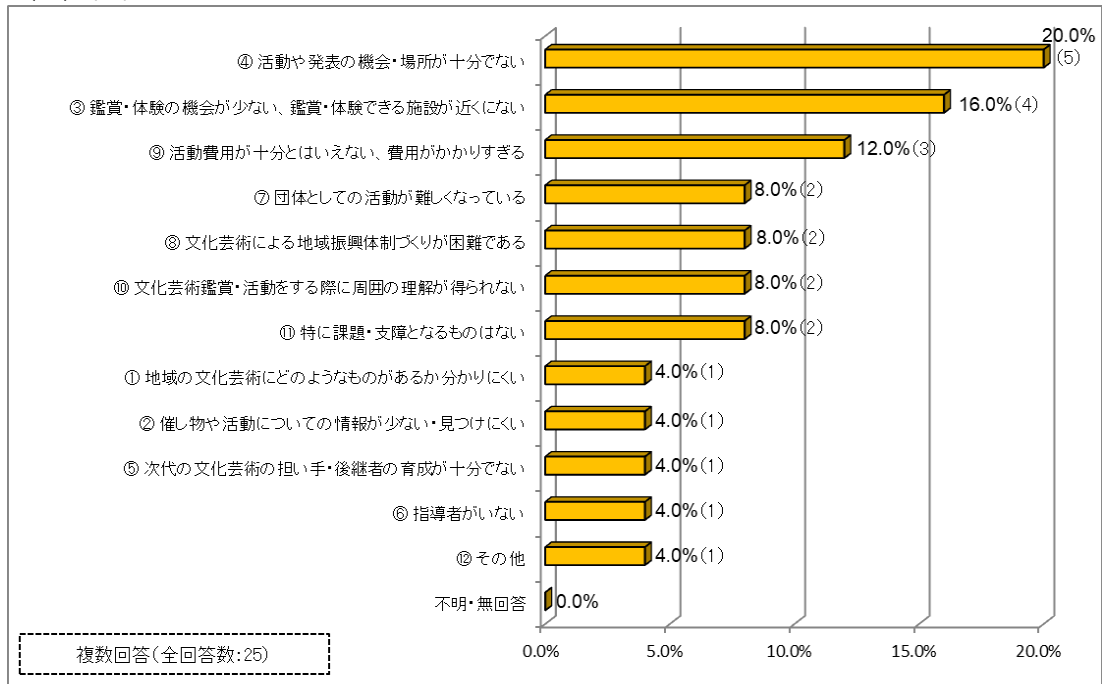
(1) 芸術・芸能



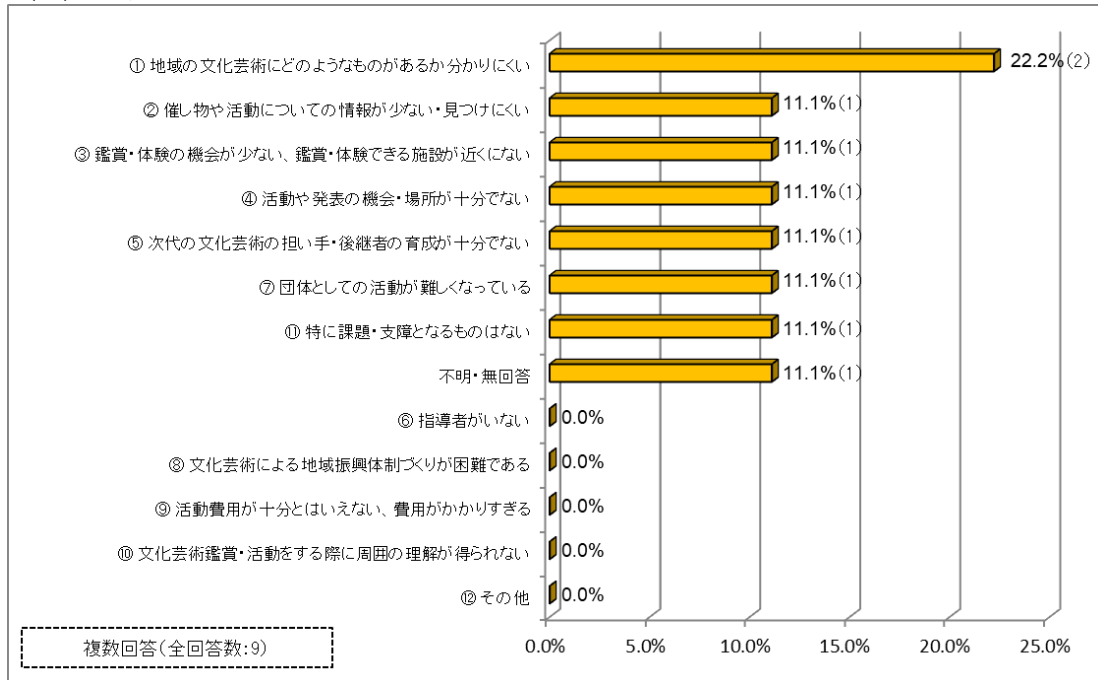
(2) 伝統文化



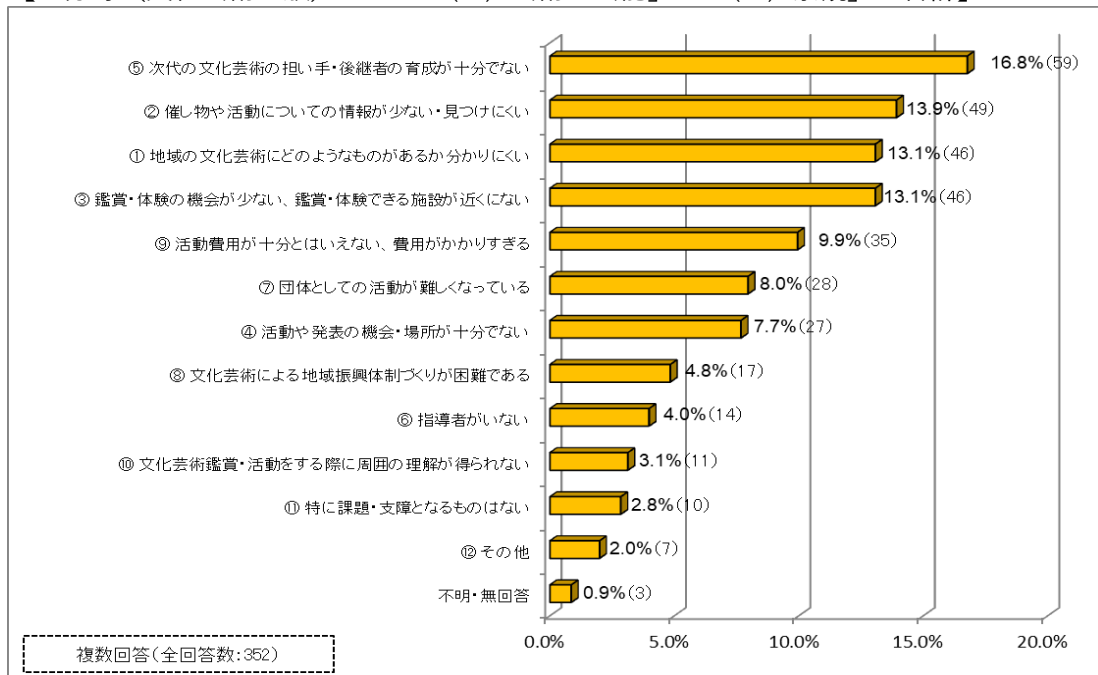
(3) 伝統文化



(4) 景観

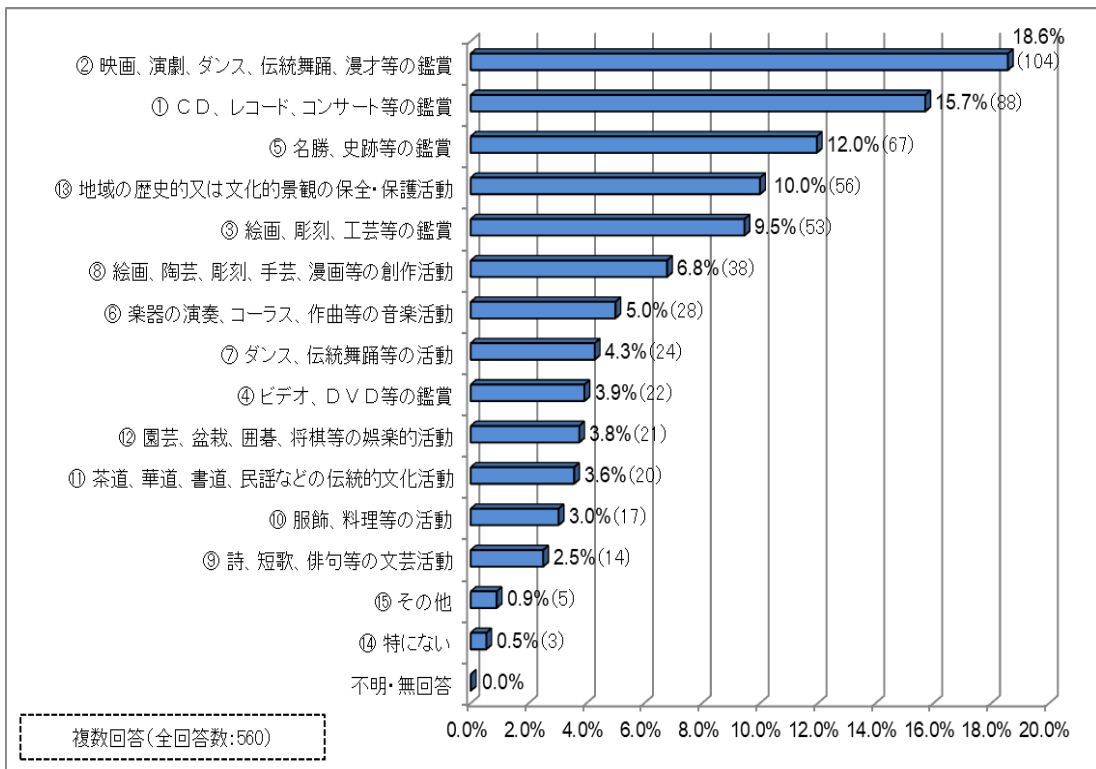


【全分野（文化芸術全般） ※「(1) 芸術・芸能」～「(4) 景観」の合計】



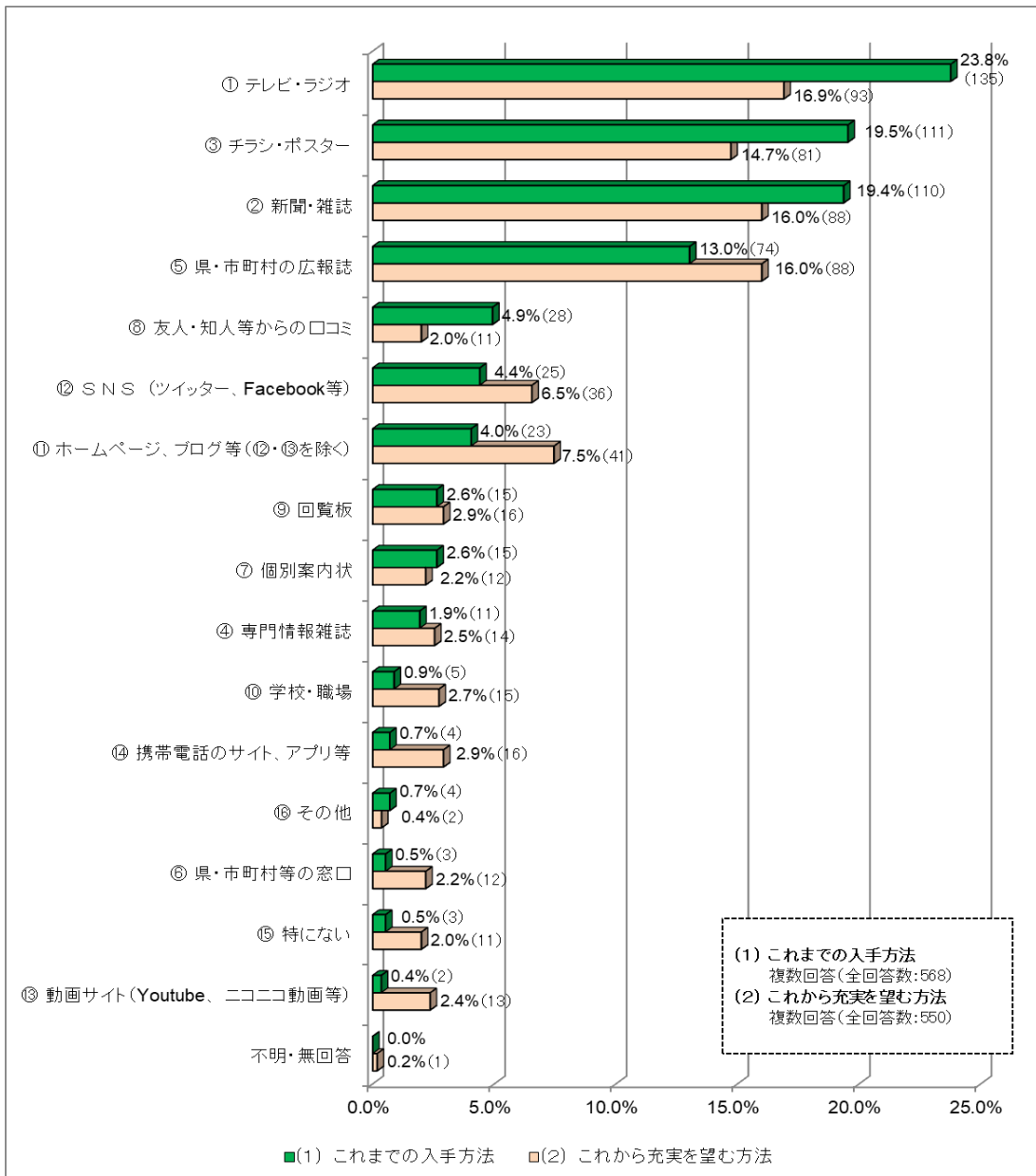
設問4 今後行ってみたい文化芸術鑑賞や文化芸術活動について（選択肢から3つまで選択）

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ① CD、レコード、コンサート等の鑑賞 | ⑨ 詩、短歌、俳句等の文芸活動 |
| ② 映画、演劇、ダンス、伝統舞踊、漫才等の鑑賞 | ⑩ 服飾、料理等の活動 |
| ③ 絵画、彫刻、工芸等の鑑賞 | ⑪ 茶道、華道、書道、民謡などの伝統的文化活動 |
| ④ ビデオ、DVD等の鑑賞 | ⑫ 園芸、盆栽、囲碁、将棋等の娯楽的活動 |
| ⑤ 名勝、史跡等の鑑賞 | ⑬ 地域の歴史的又は文化的景観の保全・保護活動 |
| ⑥ 楽器の演奏、コーラス、作曲等の音楽活動 | ⑭ 特にない |
| ⑦ ダンス、伝統舞踊等の活動 | ⑮ その他 |
| ⑧ 絵画、陶芸、彫刻、手芸、漫画等の創作活動 | |



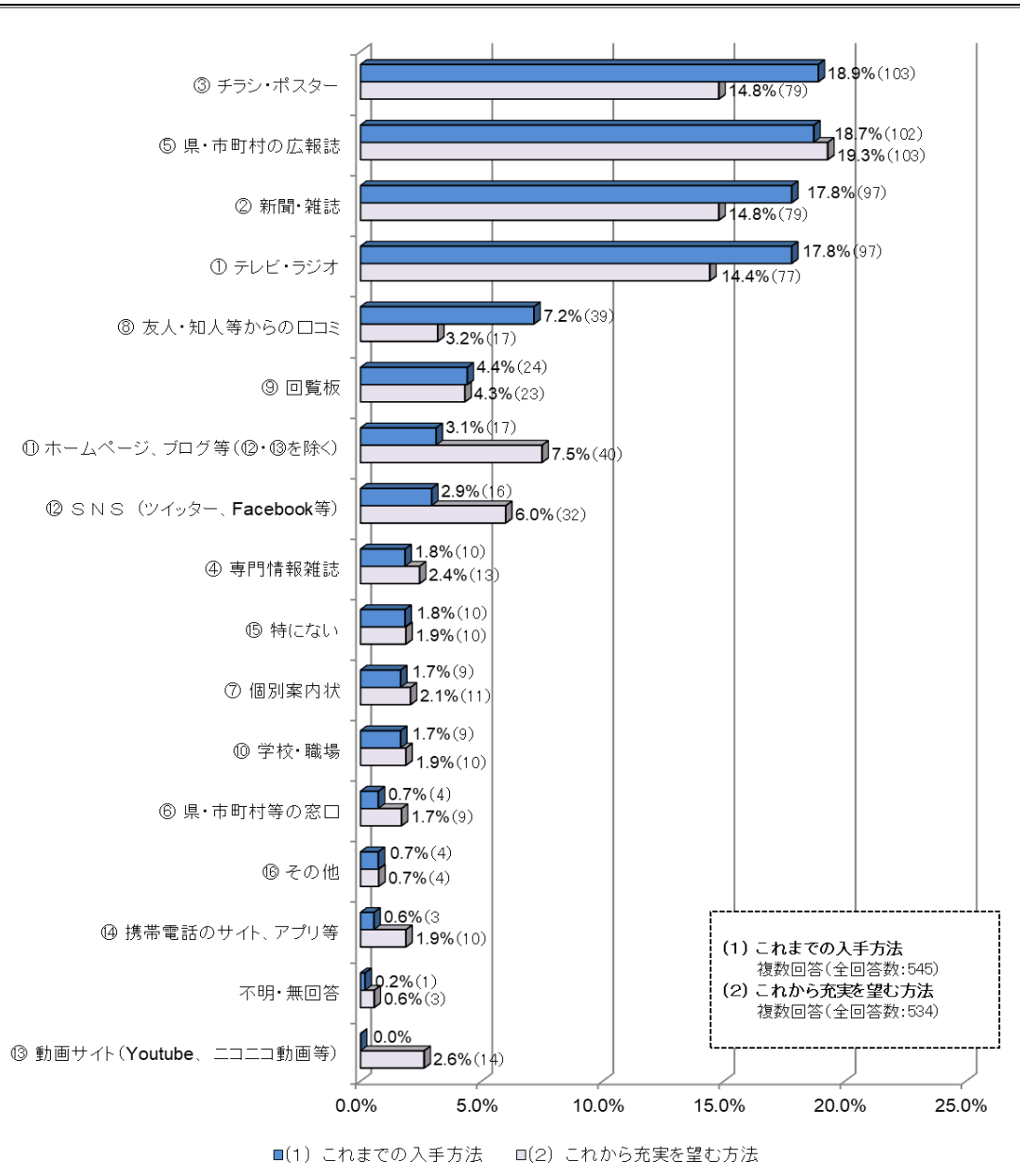
設問5 文化芸術鑑賞（例：コンサートホール・劇場・映画館・美術館・博物館等での公演や展示、各種芸術祭の公演などの鑑賞に関するもの）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（(1) これまでの入手方法 と (2) これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ① テレビ・ラジオ | ⑨ 回覧板 |
| ② 新聞・雑誌 | ⑩ 学校・職場 |
| ③ チラシ・ポスター | ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く） |
| ④ 専門情報雑誌 | ⑫ SNS（ツイッター、Facebook等） |
| ⑤ 県・市町村の広報誌 | ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等） |
| ⑥ 県・市町村等の窓口 | ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等 |
| ⑦ 個別案内状 | ⑮ 特にない |
| ⑧ 友人・知人等からの口コミ | ⑯ その他 |



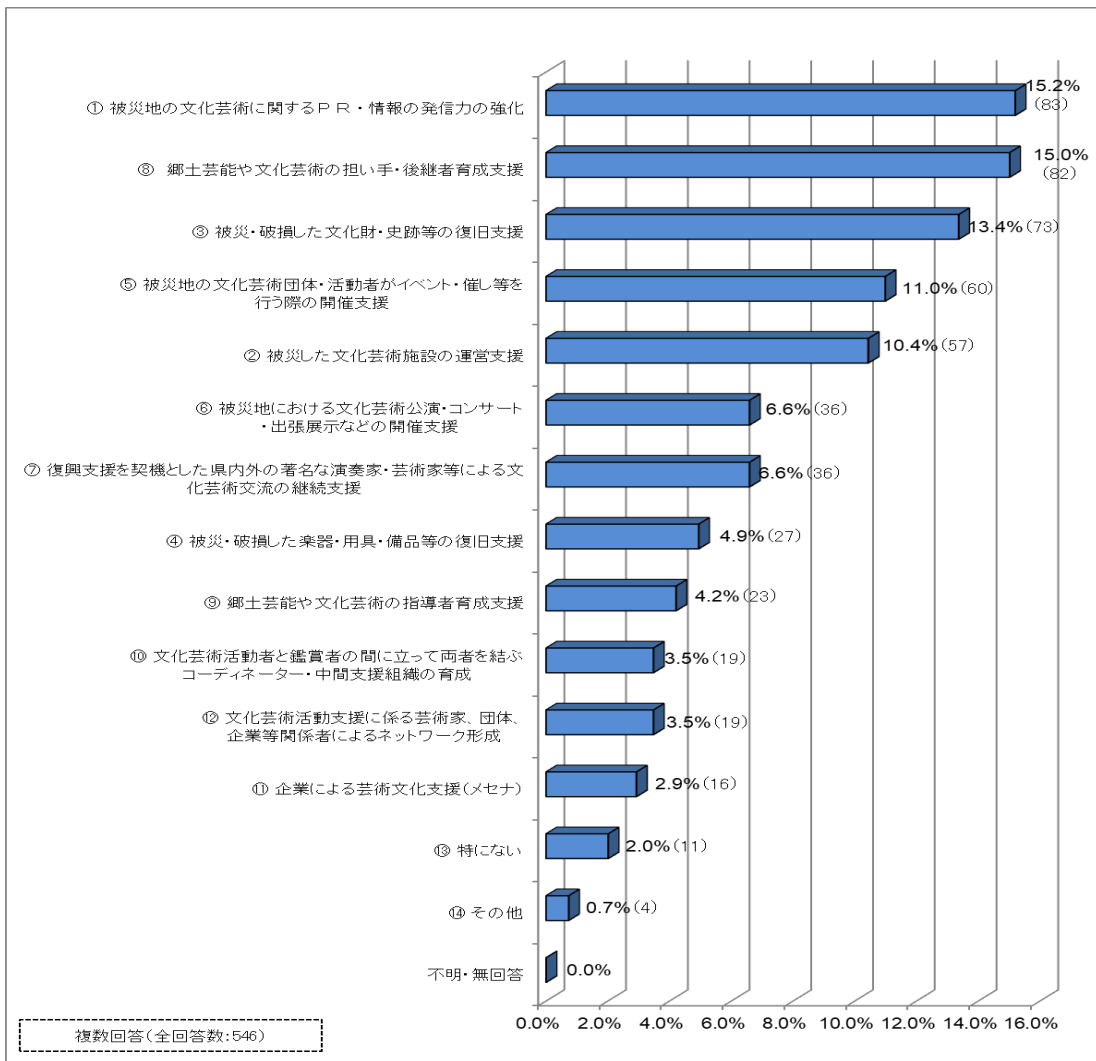
設問6 文化芸術活動への参加（例：文化芸術に係る習い事・創作活動・サークル等への参加、地域の芸能や祭りへの参加、文化財・景観等の保護活動への参加など）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（（1）これまでの入手方法と（2）これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ① テレビ・ラジオ | ⑨ 回覧板 |
| ② 新聞・雑誌 | ⑩ 学校・職場 |
| ③ チラシ・ポスター | ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く） |
| ④ 専門情報雑誌 | ⑫ SNS（ツイッター、Facebook等） |
| ⑤ 県・市町村の広報誌 | ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等） |
| ⑥ 県・市町村等の窓口 | ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等 |
| ⑦ 個別案内状 | ⑮ 特にない |
| ⑧ 友人・知人等からの口コミ | ⑯ その他 |



設問7 平成23年3月の東日本大震災津波からの復興の先を見据えた被災地の文化芸術復興支援施策について、どのような取組が必要であると思いますか。(選択肢から3つまで選択)

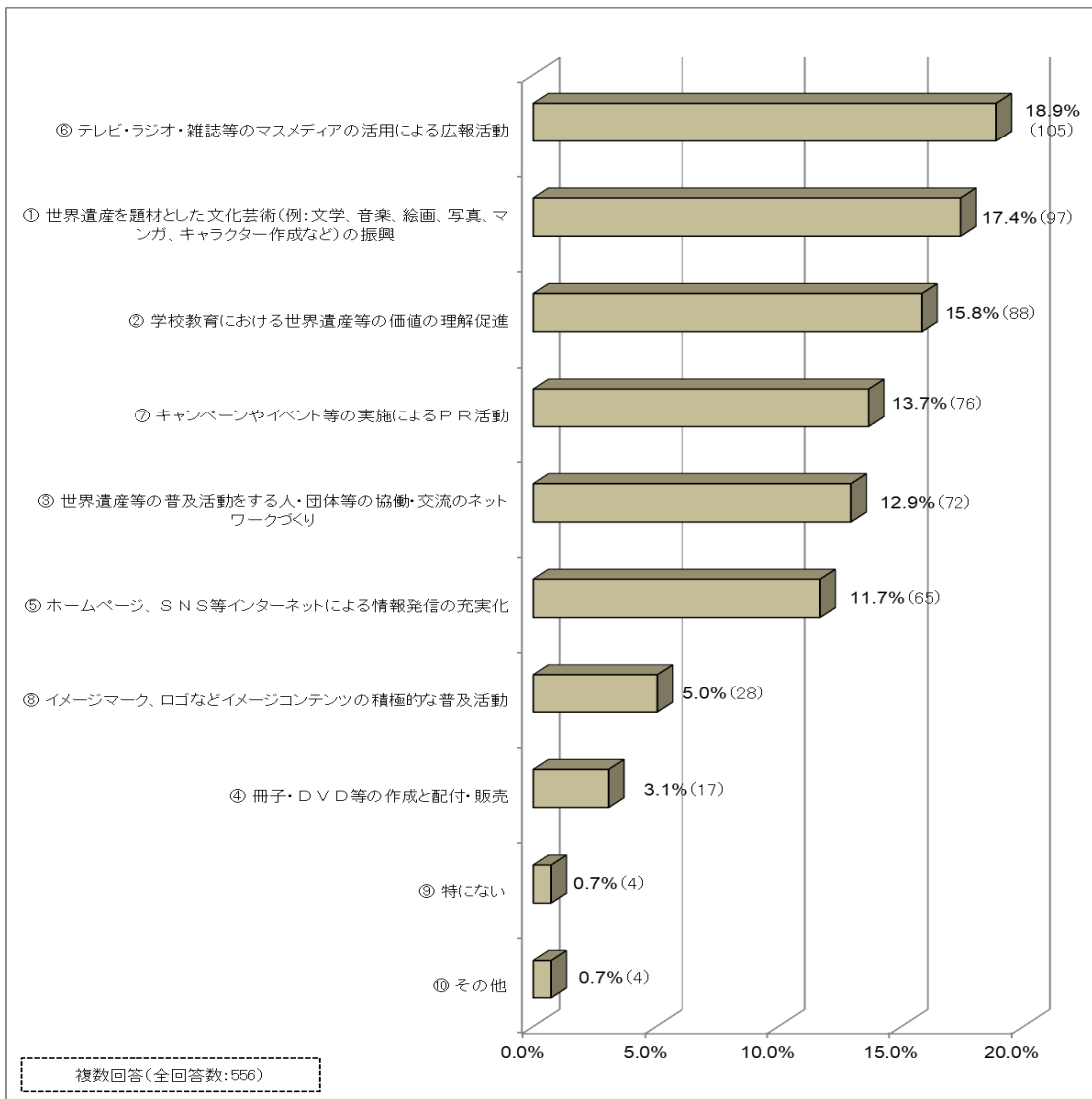
- ① 被災地の文化芸術に関するPR・情報の発信力の強化
- ② 復旧した文化芸術施設の運営支援
- ③ 被災・破損した文化財・史跡等の復旧支援
- ④ 被災・破損した楽器・用具・備品等の復旧支援
- ⑤ 被災地の文化芸術団体・活動者がイベント・催し等を行う際の開催支援
- ⑥ 被災地における文化芸術公演・コンサート・出張展示などの開催支援
- ⑦ 復興支援を契機とした県内外の著名な演奏家・芸術家等による文化芸術交流の継続支援
- ⑧ 郷土芸能や文化芸術の担い手・後継者育成支援
- ⑨ 郷土芸能や文化芸術の指導者育成支援
- ⑩ 文化芸術活動者と鑑賞者の間に立って両者を結ぶコーディネーター・中間支援組織の育成
- ⑪ 企業による芸術文化支援(メセナ)
- ⑫ 文化芸術活動支援に係る芸術家、団体、企業、行政等関係者によるネットワーク形成
- ⑬ 特になし
- ⑭ その他



設問8 平成23年に「平泉の文化遺産」、平成27年に「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」がユネスコの世界遺産に登録され、現在、「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録を目指した取組が進められています。

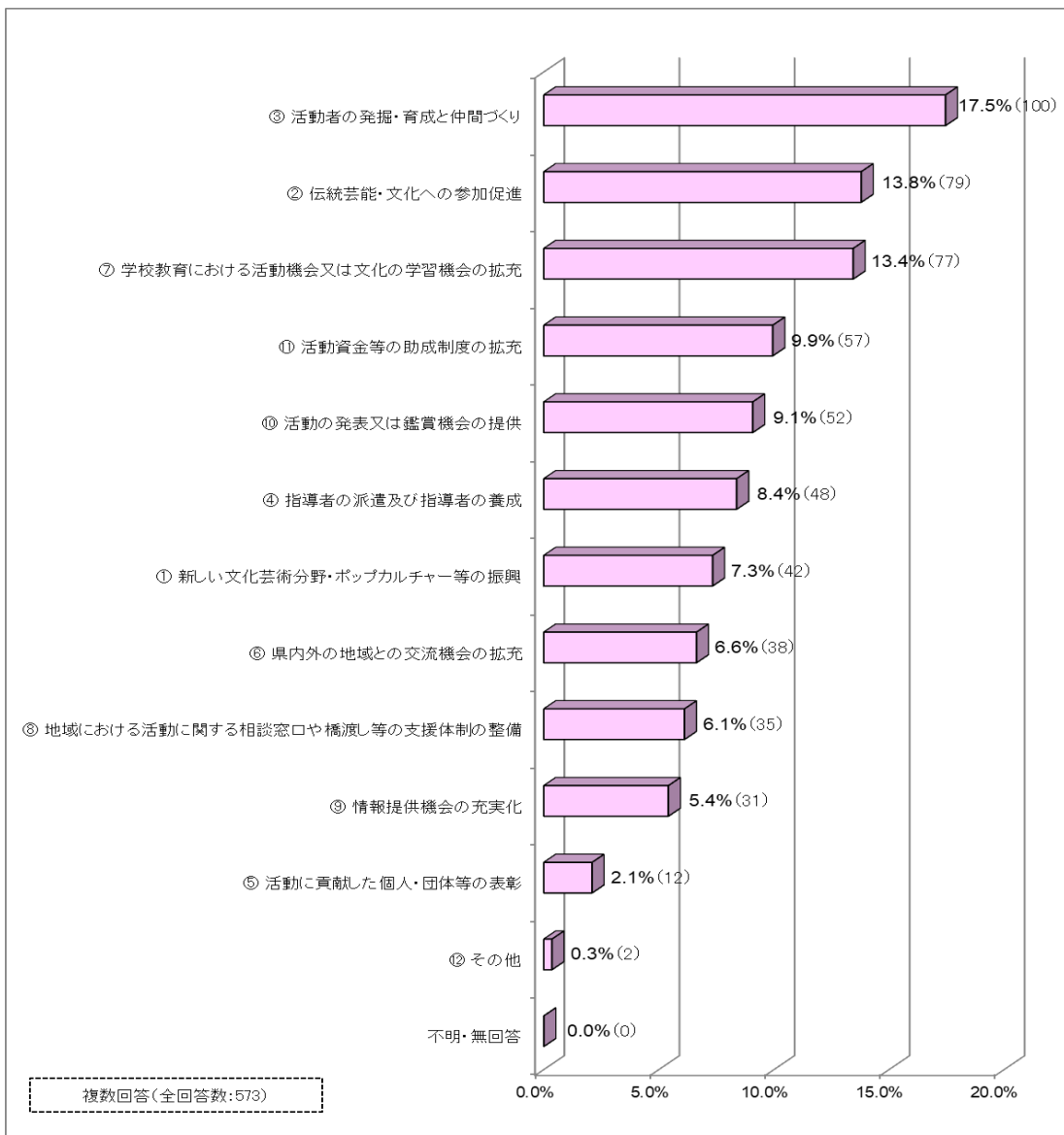
今後さらに岩手県の世界遺産等の魅力や情報を発信・普及していくためにはどのような取組が必要であると思いますか。（選択肢から3つまで選択）

- ① 世界遺産を題材とした文化芸術（例：文学、音楽、絵画、写真、マンガ、キャラクター作成など）の振興
- ② 学校教育における世界遺産等の価値の理解促進
- ③ 世界遺産等の普及活動をする人・団体等の協働・交流のネットワークづくり
- ④ 冊子・DVD等の作成と配付・販売
- ⑤ ホームページ、SNS等インターネットによる情報発信の充実化
- ⑥ テレビ・ラジオ・雑誌等のマスメディアの活用による広報活動
- ⑦ キャンペーンやイベント等の実施によるPR活動
- ⑧ イメージマーク、ロゴなどイメージコンテンツの積極的な普及活動
- ⑨ 特にない
- ⑩ その他



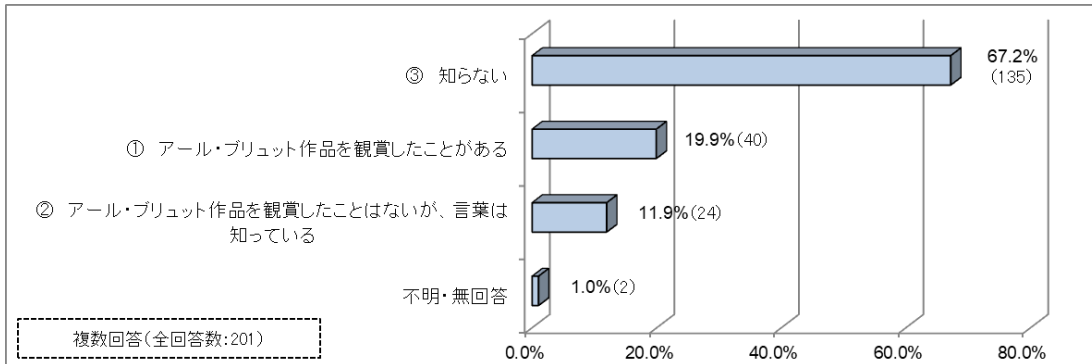
設問9 今後、若者がより積極的に文化芸術活動に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 新しい文化芸術分野・ポップカルチャー等の振興
- ② 伝統芸能・文化への参加促進
- ③ 活動者の発掘・育成と仲間づくり
- ④ 指導者の派遣及び指導者の養成
- ⑤ 活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ⑥ 県内外の地域との交流機会の拡充
- ⑦ 学校教育における活動機会又は文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における活動に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 情報提供機会の充実化
- ⑩ 活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑪ 活動資金等の助成制度の拡充
- ⑫ その他



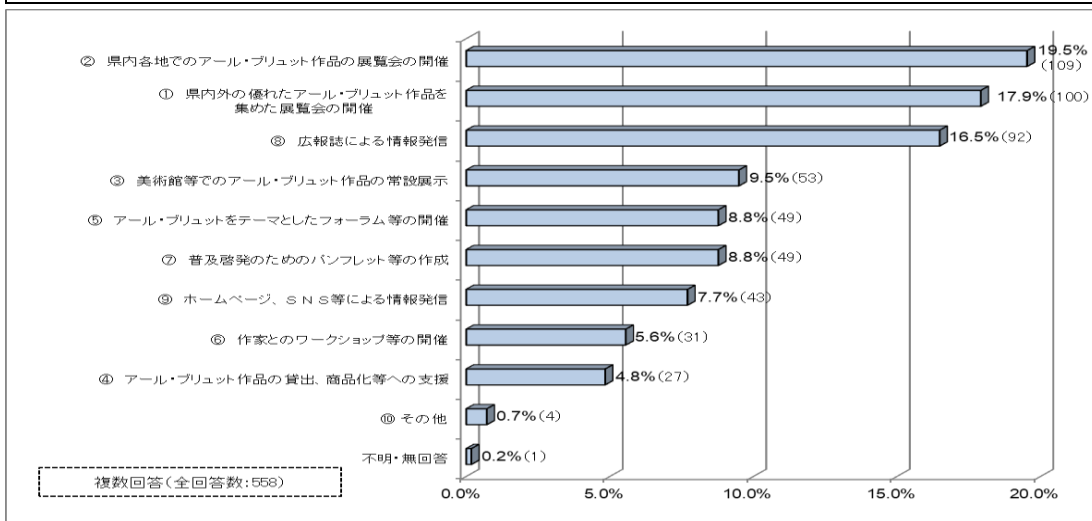
設問 10 伝統や流行・教育などに左右されず、自身の内側からわきあがる衝動のままに表現した芸術で、障がいのある人・子ども・素人芸術家らの作品を「アール・ブリュット」と言いますが、このアール・ブリュットのことを知っていますか。

- ① アール・ブリュット作品を観賞したことがある
- ② アール・ブリュット作品を観賞したことはないが、言葉は知っている
- ③ 知らない



設問 11 岩手県では、アール・ブリュットを始めとした障がい者の文化芸術活動の推進に取り組んでいます。県民のアール・ブリュットへの関心を高めるためにはどのような方法が有効だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

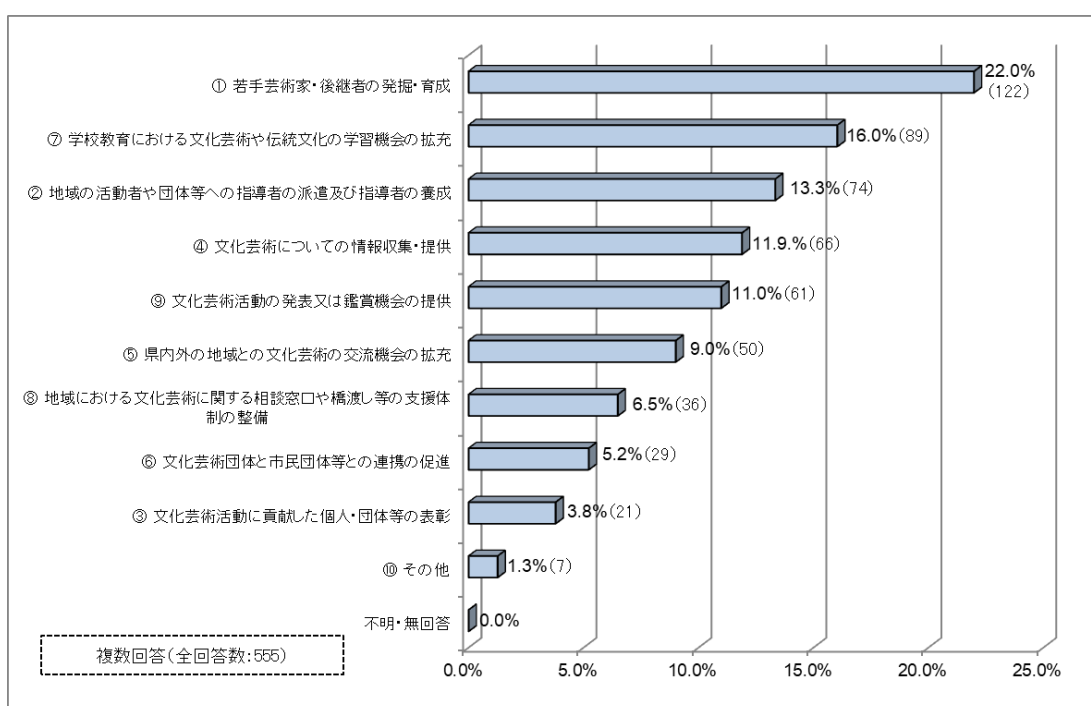
- ① 県内外の優れたアール・ブリュット作品を集めた展覧会の開催
- ② 県内各地でのアール・ブリュット作品の展覧会の開催
- ③ 美術館等でのアール・ブリュット作品の常設展示
- ④ アール・ブリュット作品の貸出、商品化等への支援
- ⑤ アール・ブリュットをテーマとしたフォーラム等の開催
- ⑥ 作家とのワークショップ等の開催
- ⑦ 普及啓発のためのパンフレット等の作成
- ⑧ 広報誌による情報発信
- ⑨ ホームページ、SNS等による情報発信
- ⑩ その他



設問 12 文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなもの

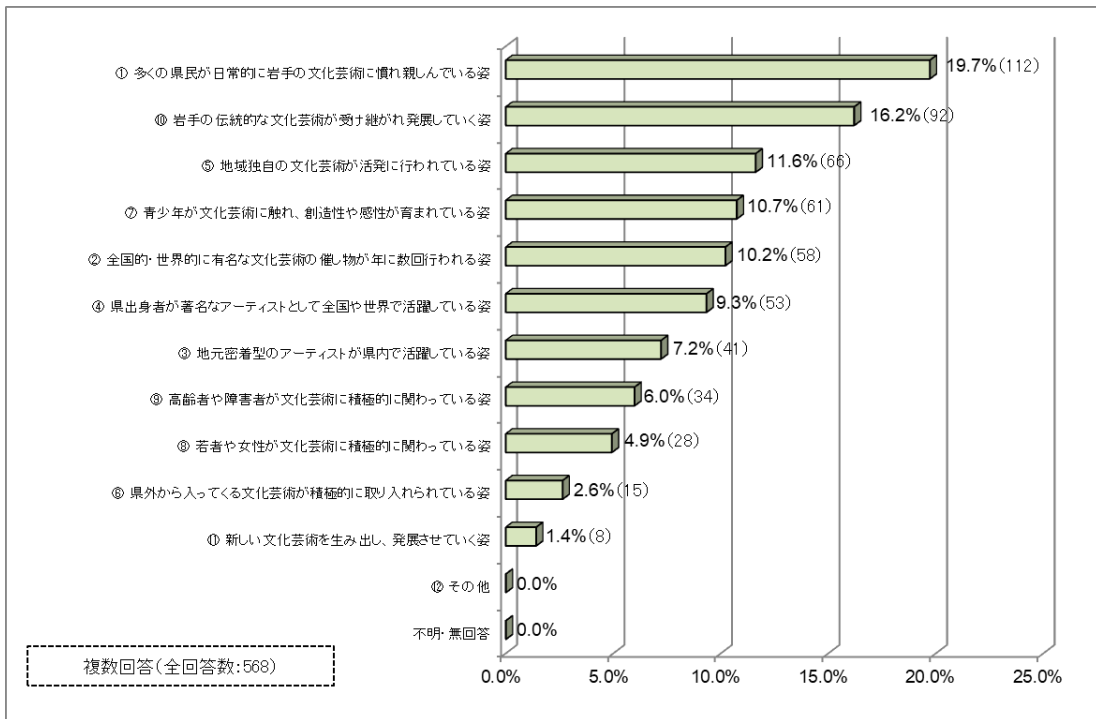
が大切だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 若手芸術家・後継者の発掘・育成
- ② 地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成
- ③ 文化芸術活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ④ 文化芸術についての情報収集・提供
- ⑤ 県内外の地域との文化芸術の交流機会の拡充
- ⑥ 文化芸術団体と市民団体等との連携の促進
- ⑦ 学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における文化芸術に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 文化芸術活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑩ その他



設問 13 岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなのだと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿
- ② 全国的・世界的に有名な文化芸術の催し物が年に数回行われている姿
- ③ 地元密着型のアーティストが県内で活躍している姿
- ④ 県出身者が著名なアーティストとして全国や世界で活躍している姿
- ⑤ 地域独自の文化芸術が活発に行われている姿
- ⑥ 県外から入ってくる文化芸術が積極的に取り入れられている姿
- ⑦ 青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿
- ⑧ 若者や女性が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑨ 高齢者や障がい者が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑩ 岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿
- ⑪ 新しい文化芸術を生み出し、発展させていく姿
- ⑫ その他



資料6 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿

(第6期：平成30年6月1日～令和2年5月31日)

職	氏名	所属・役職等
会長	佐々木 民夫	岩手県立大学名誉教授
副会長	菅野 洋樹 (令和元年6月26日まで)	公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長
	高橋 嘉行 (令和元年8月1日から)	
委員	飯森 千加	いわて県南アートプロジェクト代表
〃	板垣 崇志	社会福祉法人光林会るんびにい美術館 アートディレクター
〃	小田島 正明 (令和元年5月21日まで)	公益社団法人全国高等学校文化連盟会長 岩手県立盛岡第四高等学校校長
〃	五日市 健 (令和元年6月1日から)	
〃	上田 吹黄	一級建築士ちいろば設計
〃	木村 敦子	「てくり」編集人 アートディレクター
〃	熊谷 常正	岩手県文化財保護審議会委員 盛岡大学文学部教授
〃	齋藤 桃子	岩手町立石神の丘美術館主任学芸員
〃	坂田 裕一	特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター理事長
〃	柴田 和子	一般社団法人岩手県芸術文化協会会長
〃	田口 博子	日本弦楽指導者協会会員
〃	長坂 友太	戸呂町神楽保存会代表
〃	中嶋 奈津子	岩手県文化財保護審議会委員 佛教大学非常勤講師
〃	本村 健太	岩手大学人文社会科学部教授
〃	渡辺 靖	慶応義塾大学環境情報学部教授

※委員は五十音順に掲載

資料7 岩手県文化芸術振興審議会における審議経過

年月日	主な審議経過等	主な審議事項等
令和元年 6月18日	第26回岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興指針の改訂について 「次期岩手県文化芸術振興指針の基本的方向」について諮問。
7月10日 ～7月24日	希望郷いわてモニターアンケート 「文化芸術に関する意識調査」実施	岩手県の文化芸術に関する現状、課題等の抽出のためのアンケート調査を実施
9月5日	第27回岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興指針に基づく取組状況について 次期指針の骨子(案)について
9月11日 ～9月18日	市町村担当者等との意見交換会	県内6会場において、市町村や市町村芸術文化協会等と意見交換を実施
9月19日 ～9月20日	文化芸術団体等との意見交換会	文化芸術団体、障がい者芸術関係者等との意見交換を実施
11月19日	第28回岩手県文化芸術振興審議会	第3期岩手県文化芸術振興指針(素案)について
11月28日 ～12月27日	パブリック・コメント	第3期岩手県文化芸術振興指針(素案)へのパブリック・コメントを実施
令和2年 1月29日	第29回岩手県文化芸術振興審議会	第3期岩手県文化芸術振興指針(案)のとりまとめについて 第3期岩手県文化芸術振興指針を答申

資料8 指針策定に当たっての意見募集結果

本指針の策定に当たり、県民への周知を図るとともに、広く意見を聴き、策定の参考とするため、パブリック・コメント等により意見を募集しました。

1 実施期間

令和元年11月28日（木）から令和元年12月27日（金）まで

2 実施方法及び周知実績

- (1) 県ホームページへの資料等掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) 各市町村、文化芸術団体、関係機関等への通知
- (4) コーディネーター会議等での説明（県内3か所）
- (5) その他（いわての文化情報大事典 Facebook、Twitter での告知）

3 寄せられた意見の実績

内 容	意見数
I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1件
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	5件
III 基本的方向性	7件
IV 施策の具体的推進	52件
V 指針の推進	4件
その他	2件
合 計	71件

第3期岩手県文化芸術振興指針

岩手県

令和2年3月